

# 第 7 期

階上町高齢者福祉計画・介護保険事業計画

ハート&ハートプラン はしかみ

平成30年3月

青森県 階上町

## はじめに



全国的に高齢化が加速するなかで、階上町における高齢化率は平成 29 年 9 月末現在で 29.1%となり、3 年後の平成 32 年には町民の約 3 人に 1 人が高齢者となると推計されています。また、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者が今後さらに増加することが見込まれる中、医療と介護の提供や介護人材の確保などが今後の大きな課題であり、地域で暮らす高齢者の生活を総合的に支援する仕組みづくりが急務となっています。

平成 12 年から町民にとって、なくてはならない制度として定着してきた介護保険制度も、団塊の世代が後期高齢者となる平成 37 年（2025 年）を見据え、今後は順次制度改正が行われていく予定となっております。

第 7 期計画では、第 6 期の「地域包括ケアシステム」の取り組みを継承・深化させるため、基本目標の第一番目に掲げ推進していきます。続いて、高齢者の生きがいつくりと介護予防の推進、介護保険サービスの充実と適正化事業の推進に重点的に取り組んで参ります。

計画の実施に際しては、町民、ボランティア、介護サービス事業者等の方々と連携を図りながら取り組んで参りますので、皆様の御協力をお願い申し上げます。

また、本計画の策定にあたり、貴重な御意見を賜りました階上町介護保険推進委員会の委員の皆様および介護予防・日常生活圏域ニーズ調査にご協力いただいた町民の皆様に厚くお礼申し上げます。

平成 30 年 3 月

階上町長 浜谷 豊美

# 目 次

<b>第1章</b>	<b>計画の概要</b>	
	1. 計画策定の背景と趣旨	1
	2. 計画の根拠及び位置づけ	2
	3. 計画の期間及び見直し時期	3
	4. 計画の策定体制	4
	5. 計画進行管理及び点検体制	4
<b>第2章</b>	<b>高齢者を取り巻く現状</b>	
	1. 人口推移と人口構成の変化	5
	2. 高齢者のいる世帯の状況	6
	3. 高齢者人口と高齢化率の状況	7
	4. 要介護認定者等の状況	9
<b>第3章</b>	<b>計画の基本方針</b>	
	1. 基本理念	11
	2. 基本目標	11
	3. 施策の展開	
	（1）地域包括ケアシステムの深化・推進	12
	（2）生きがいづくりと介護予防の推進	14
	（3）介護保険サービスの充実と適正化事業の推進	15
	4. 日常生活圏域と地域包括支援センター	
	（1）日常生活圏域の設定	16
	（2）地域包括支援センター	16
<b>第4章</b>	<b>地域包括ケア体制の充実</b>	
	1. 事業の体系	17
	2. 地域支援事業	18
	3. 総合事業	
	（1）介護予防・生活支援サービス事業	18
	（2）一般介護予防事業	19
	4. 包括的支援事業	
	（1）地域包括支援センターの運営	22
	（2）社会保障充実分	23
	5. 任意事業	26
	6. その他	
	（1）福祉事業	28
	（2）高齢者の住まい	30
	7. 事業費の見込み	30

<b>第5章</b>	<b>介護保険サービス量の見込み</b>	
	1. サービス提供の体系	31
	2. 介護保険サービスの実績	
	(1) 介護保険サービス利用者の推移	32
	(2) 介護保険サービス利用状況	34
	(3) 介護保険サービス給付費の推移	36
	3. 各サービスの現状と見込み	
	(1) 居宅サービス	39
	(2) 地域密着型サービス	42
	(3) 施設サービス	44
	(4) 居宅介護支援・介護予防支援	45
	4. 介護保険サービス給付費の推計	46
<b>第6章</b>	<b>介護保険料の設定</b>	
	1. 費用負担の仕組み	
	(1) 給付費の財源構成	49
	(2) 地域支援事業費の財源構成	49
	2. 第1号被保険者保険料の段階設定	50
	3. 第7期計画期間の費用負担に関する主な制度改正	50
	4. 保険料基準額	51
	5. 負担軽減措置	53
<b>資料編</b>	資料1 階上町附属機関に関する条例	54
	資料2 階上町介護保険推進委員名簿	56
	資料3 審議経過	58
	資料4 階上町内介護保険関連事業所一覧	59
	資料5 介護保険用語集	63
<b>付 録</b>	階上町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果報告書	



# 第1章 計画の概要

## 1. 計画策定の背景と趣旨

わが国では、高齢化が急速に進行しています。2025（平成37）年には、団塊の世代全員が75歳以上（後期高齢者）となるほか、2040（平成52）年には、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上になるなど、人口の高齢化は今後さらに進行することが見込まれます。あわせて、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者などが増加しており、高齢者を取り巻く状況の変化に応じた対策が喫緊の課題となっています。

それら課題の解決を図るために、国では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が必要であるとしています。

今回策定する第7期階上町高齢者福祉計画・介護保険事業計画は、第6期計画の基本理念等を継承しながら、国の方針に基づき、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、医療と介護の連携及び地域共生社会の実現に向けた取り組みを含め、2025年を見据えた中長期的な視点で「地域包括ケアシステム」を更に深化・推進することを目的に策定するものです。

### ● 今回の制度改正のポイント

平成29年6月に「地域包括ケアシステムを強化するための介護保険法等の一部を改正する法律」が制定され、介護保険制度については平成30年4月以降に順次施行されることとなります。

#### I 地域包括ケアシステムの深化・推進

- ▶ 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進
  - ・ 国から提供されたデータを分析の上、計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載。
- ▶ 医療・介護の連携推進等
  - ・ 医学管理や看取り等の機能と、生活施設としての機能とを兼ね備えた新たな介護医療院が創設。
- ▶ 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等
  - ・ 高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける。

#### II 介護保険制度の持続可能性の確保

- ▶ 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担を3割とする。（平成30年8月施行）
- ▶ 介護納付金への総報酬割の導入
  - ・ 各医療保険者が納付する介護納付金（40～64歳の保険料）について、被用者保険間では『総報酬割』（報酬額に比例した負担）とする。（平成29年8月分の介護納付金から適用）

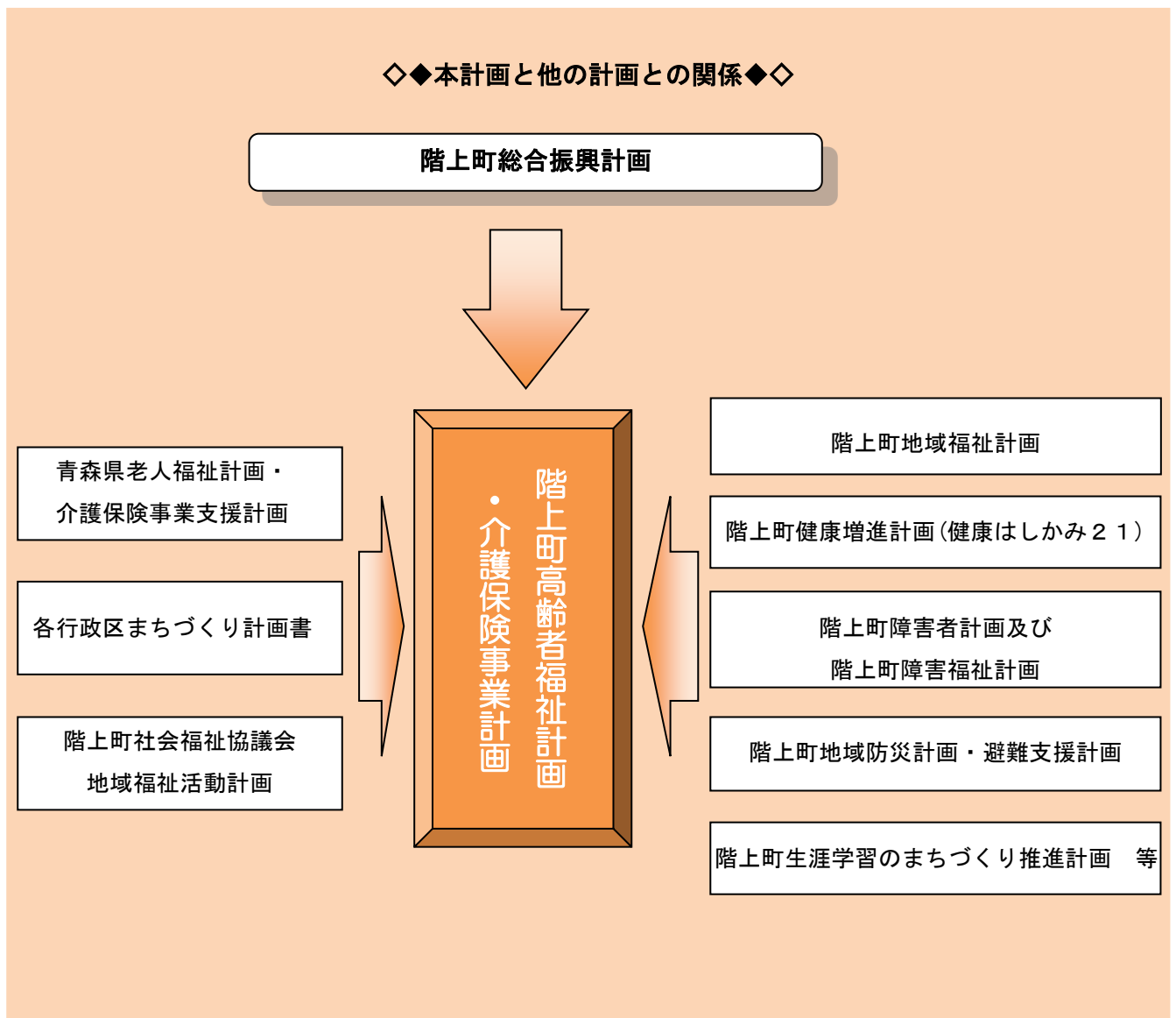
注）その他、地域包括支援センターの機能強化、認知症施策の推進、居宅サービス事業所等の指定に対する保険者の関与強化、有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化、介護保険適用除外施設の住所地特例の見直しがあります。

## 2. 計画の根拠及び位置づけ

本計画は、老人福祉法（第 20 条の 8）の規定による「市町村老人福祉計画」及び介護保険法（第 117 条）の規定による「市町村介護保険事業計画」に該当する計画です。

介護保険法により両計画は整合性を持って策定することとされているため、第 6 期計画と同様に一体的に策定します。

また、本計画は、「階上町総合振興計画」を上位計画とし、健康・福祉分野の「階上町地域福祉計画」等町の関連計画、さらに「青森県老人福祉計画・介護保険事業支援計画」等県の関連計画との整合性にも配慮して策定します。

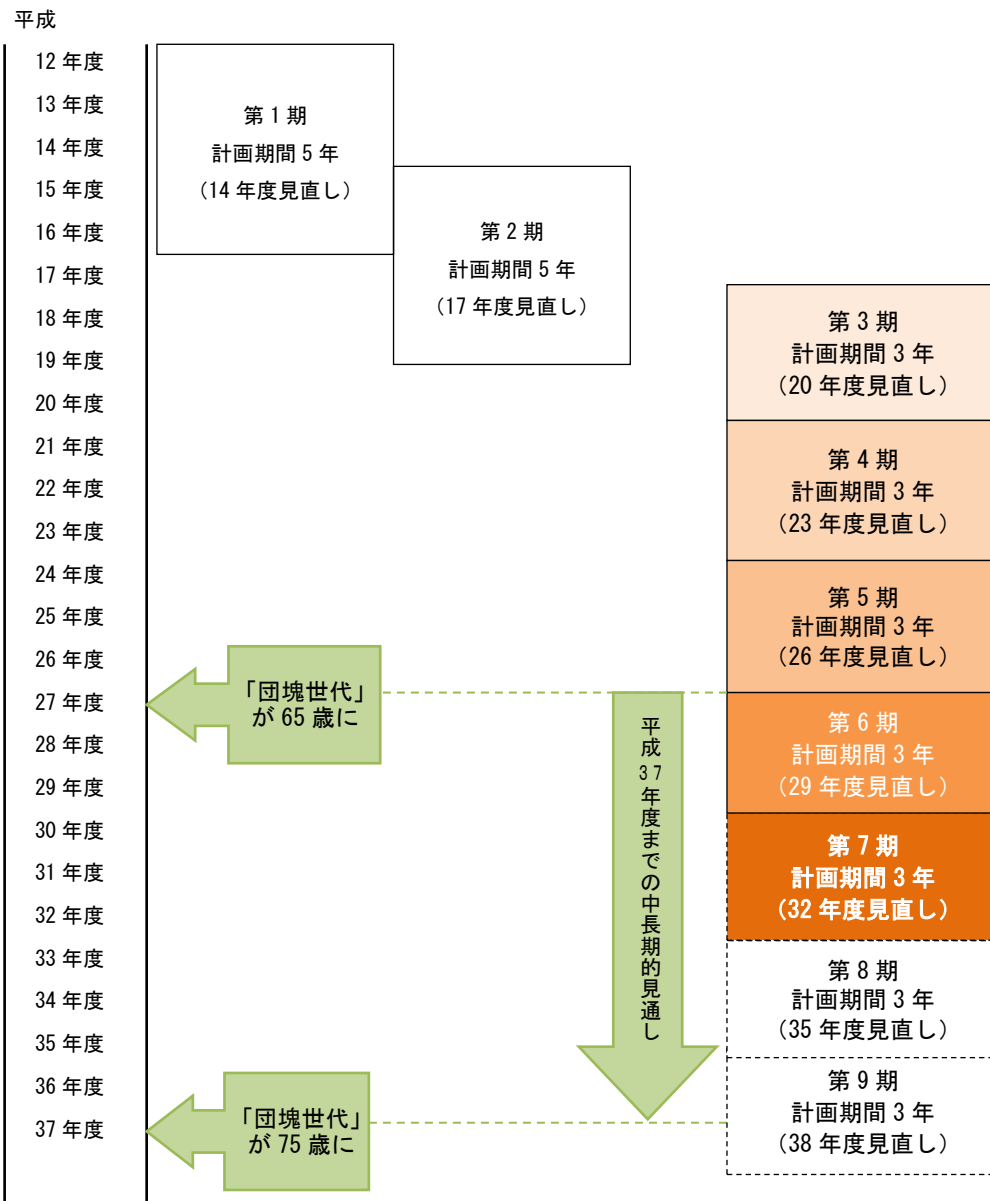


### 3. 計画の期間及び見直し時期

介護保険事業計画は、第2期までは計画期間を5年間として策定し、3年経過後に見直しを行っていましたが、第3期以降は計画期間が3年間となっています。

今回策定する第7期計画は、平成30年度から32年度までの3年間となり、「団塊の世代」が75歳以上となる平成37年度を見据えつつ、中長期的な視点に立って、策定することとしています。

#### ◆ 計画の期間と見直しの時期 ◆



## 4. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、福祉関係者、保健医療関係者、被保険者代表、学識経験者の代表で構成される「階上町介護保険推進委員会」を設置し、計画の審議、確認を行います。

このほか、高齢者の介護サービスや生活支援のニーズ、介護保険等に対する意見等を把握する目的で「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を実施し、計画への町民意見の反映に努めます。

今後は、町のホームページ等で町民への周知を図っていきます。

## 5. 計画進行管理及び点検体制

本計画の推進にあたっては、地域住民、医療、福祉関係機関、行政がそれぞれの立場で情報を共有しながら連携し、協力し合うことが必要です。

また、介護保険推進委員会、地域包括支援センター運営協議会、地域密着型サービス運営委員会等において、本計画の実施状況・進捗状況等の管理及び評価を行い、高齢者を取り巻く状況の変化等に対応し、より効果的な事業の実施方法を検討するなど適切な進行管理を行っていきます。



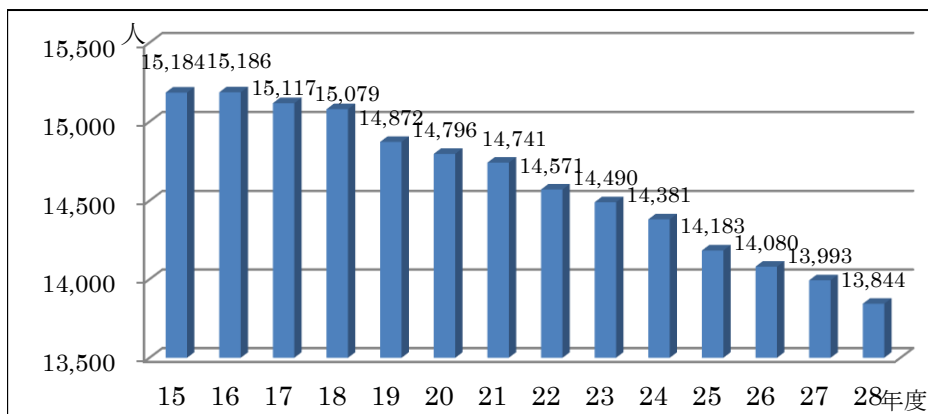


## 第2章 高齢者を取り巻く現状

### 1. 人口推移と人口構成の変化

階上町の人口は平成16年度の15,186人をピークに年々減少し、平成28年度には平成11年度に比べ約1,300人少ない13,844人となっています。

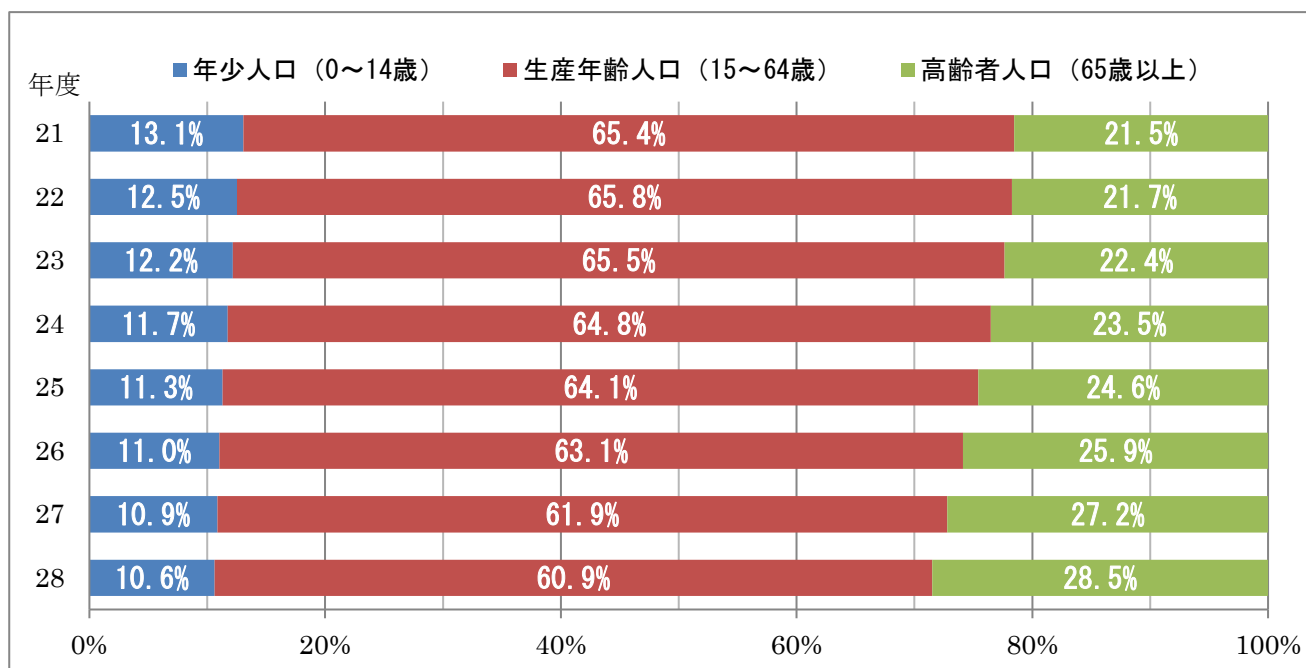
#### ◆階上町の人口推移◆



『住民基本台帳年報』（各年度3月末現在）

人口構成比をみると、年少人口と生産年齢人口の占める割合が年々低下し、高齢者人口の割合が高くなっています。これまで高齢者人口は約100人ずつの増加でしたが、ここ3年は約150人ずつ増加しています。平成19年度は人口の5人に1人が高齢者でしたが、平成25年度には4人に1人、平成28年度は3.5人に1人が高齢者となっています。

#### ◆年齢別3階層人口区分の推移◆



『住民基本台帳年報』（各年度3月末現在）

出生数・死亡数をみると、毎年死亡数が出生数を上回っており、人口の自然動態は、減少傾向にあります。転入数・転出数をみると、ほぼ毎年転出数が転入数を上回っており、社会動態も減少傾向にあります。減少の幅が年々大きくなっているため、人口減少が加速しつつあります。

65歳以上については、団塊の世代（一般的には昭和22年生～昭和24年生）が65歳に到達し、高齢者人口は増加しており、今後数年はこの傾向が続くと思われまます。

◆階上町の人口動態◆

		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
自然動態	出生数（人）	63	91	80	79	84	80	74	75	
	死亡数（人）	128	159	144	156	165	156	156	148	
	自然増加数（人）	▲65	▲68	▲64	▲77	▲81	▲76	▲73	▲73	
	65歳以上	65歳到達（人）	160	135	193	255	237	263	301	260
		死亡数（人）	91	134	119	119	124	119	127	123
		自然増加数（人）	69	1	74	136	113	144	174	137
社会動態	転入数（人）	542	473	504	433	468	519	534	429	
	転出数（人）	525	576	521	524	574	539	543	506	
	増減（人）	17	▲103	▲17	▲91	▲106	▲20	▲9	▲77	
	65歳以上	転入（人）	28	18	21	19	31	28	23	18
		転出（人）	15	22	24	17	34	19	30	17
		増減（人）	13	▲4	▲3	2	▲3	9	▲7	1

『住民基本台帳年報』『介護保険事業状況報告年報』

## 2. 高齢者のいる世帯の状況

世帯数の推移をみると、平成12年以降減少傾向にあります。65歳以上世帯員がいる世帯・高齢者単身世帯・高齢者夫婦世帯では、いずれも増加しています。

◆高齢者のいる世帯の状況◆

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
全世帯数	5,942世帯	5,779世帯	5,707世帯	5,699世帯
65歳以上世帯員がいる世帯	1,597世帯	1,832世帯	2,092世帯	2,451世帯
（対全世帯比）	26.9%	31.7%	36.7%	43.0%
高齢者単身世帯	161世帯	242世帯	341世帯	483世帯
（対全世帯比）	2.7%	4.2%	6.0%	8.5%
高齢者夫婦世帯	181世帯	244世帯	346世帯	475世帯
（対全世帯比）	3.0%	4.2%	6.1%	8.3%

『国勢調査』

### 3. 高齢者人口と高齢化率の状況

平成 29 年度までの値及び国立社会保障・人口問題研究所公表の推計値をもとに、次のとおり推計しました。今後、40 歳未満の人口が減少し、65 歳以上の高齢者の人口が増加することで、高齢化率は平成 32 年度には 32.1%になると推計されます。平成 32 年度までは前期高齢者数が後期高齢者数より多いですが、平成 37 年度には逆転して後期高齢者数のほうが多くなります。

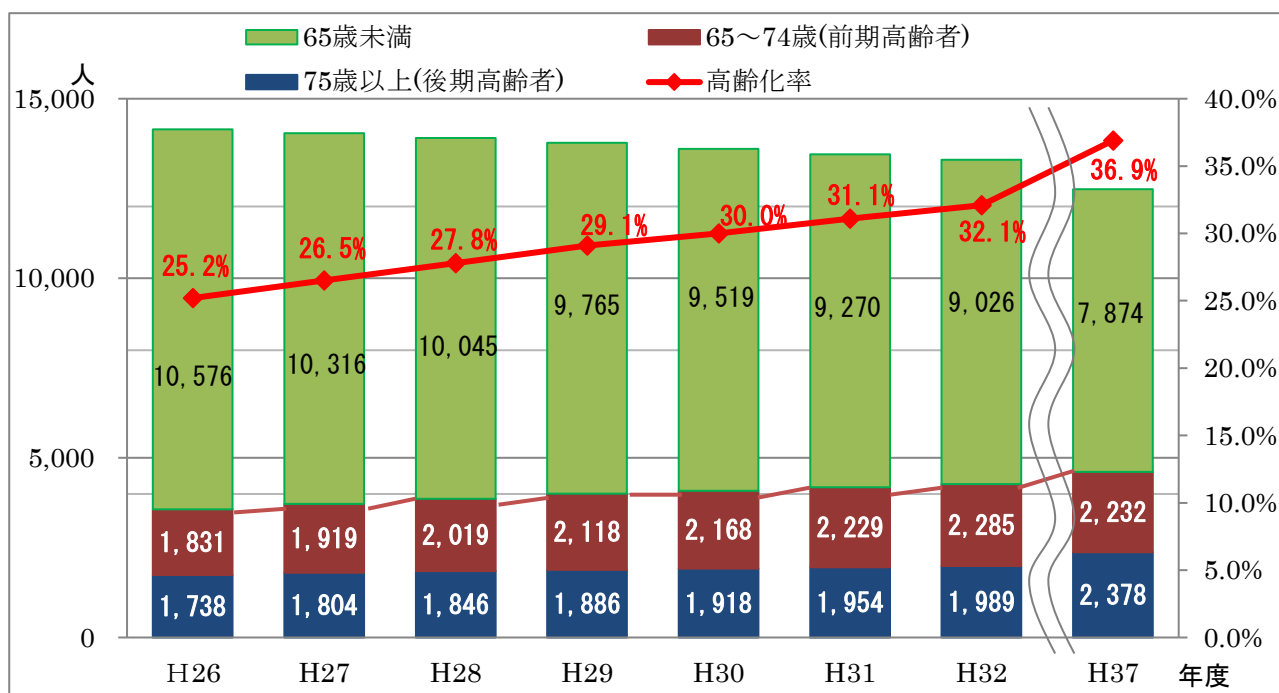
◆階上町の人口推移と推計◆

西暦	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2025 年
年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
総人口 (人)	14,145	14,039	13,910	13,769	13,605	13,453	13,300	12,484
40 歳未満	4,996	4,863	4,723	4,564	4,470	4,370	4,272	3,847
40～65 歳未満	5,580	5,453	5,322	5,201	5,049	4,900	4,754	4,027
65 歳以上	3,569	3,723	3,865	4,004	4,086	4,183	4,274	4,610
前期高齢者 (人)	1,831	1,919	2,019	2,118	2,168	2,229	2,285	2,232
後期高齢者 (人)	1,738	1,804	1,846	1,886	1,918	1,954	1,989	2,378
高齢化率※	25.2%	26.5%	27.8%	29.1%	30.0%	31.1%	32.1%	36.9%

※高齢化率=65 歳以上人口／総人口

(H29 年度までは各年度 9 月末現在値、H30 年度以降は 9 月末推計値)

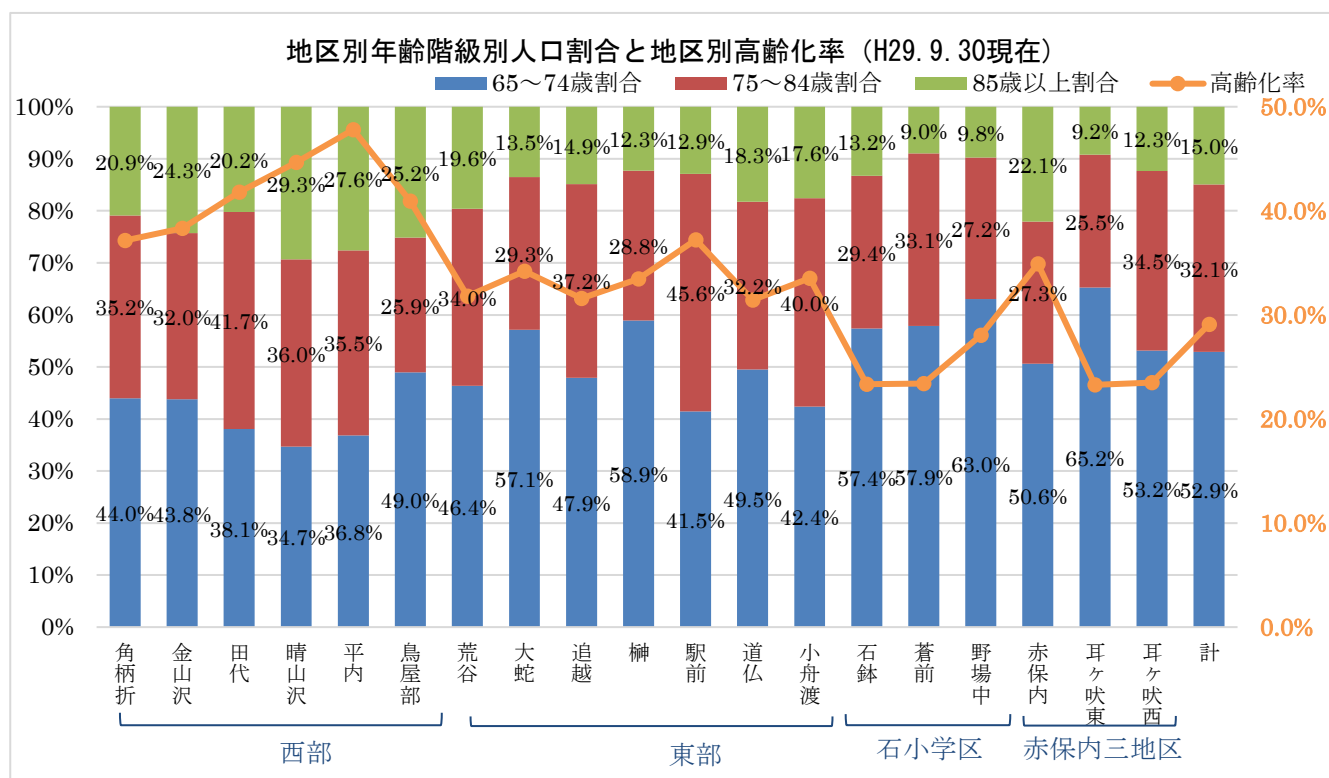
◆階上町の高齢者人口と高齢化率の推計◆



(H29 年度までは各年度 9 月末現在値、H30 年度以降は 9 月末推計値)

◆地区別高齢者人口及び高齢化率（H29.9.30現在）◆

行政区名	人口	高齢者人口				高齢化率 (%)	行政区名	人口	高齢者人口				高齢化率 (%)
		65～74歳	75～84歳	85歳以上	計				65～74歳	75～84歳	85歳以上	計	
角柄折	245	40	32	19	91	37.1	荒谷	305	45	33	19	97	31.8
金山沢	441	74	54	41	169	38.3	大蛇	389	76	39	18	133	34.2
田代	201	32	35	17	84	41.8	追越	383	58	45	18	121	31.6
晴山沢	168	26	27	22	75	44.6	榊	487	96	47	20	163	33.5
平内	159	28	27	21	76	47.8	駅前	583	90	99	28	217	37.2
鳥屋部	359	72	38	37	147	40.9	道仏	662	103	67	38	208	31.4
西部計	1,573	272	213	157	642	40.8	小舟渡	746	106	100	44	250	33.5
							東部計	3,555	574	430	185	1,189	33.4
石鉢	1,649	221	113	51	385	23.3	赤保内	662	117	63	51	231	34.9
蒼前	1,949	264	151	41	456	23.4	耳ヶ吠東	1,396	212	83	30	325	23.3
野場中	1,640	290	125	45	460	28.0	耳ヶ吠西	1,345	168	109	39	316	23.5
石鉢小学区計	5,238	775	389	137	1,301	24.8	赤保内三地区計	3,403	497	255	120	872	25.6
							計	13,769	2,118	1,287	599	4,004	29.1

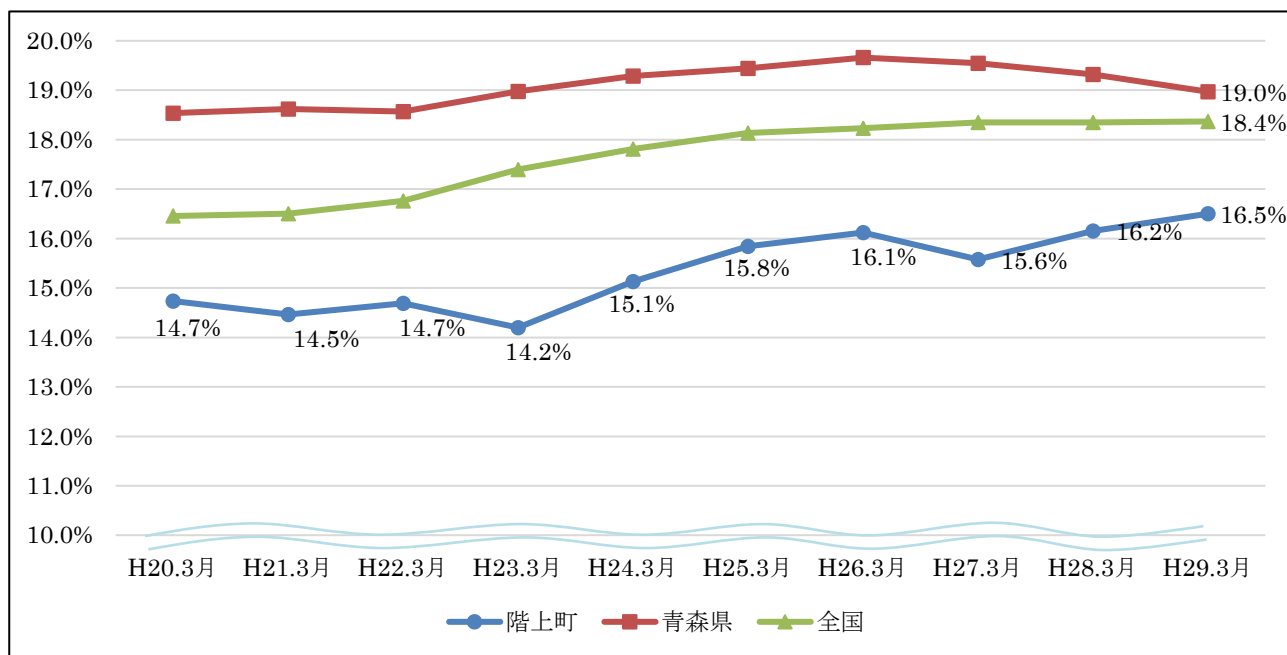


## 4. 要介護認定者等の状況

当町の要介護(要支援)認定率は、下のグラフのように青森県平均、全国平均よりも低い状態を維持しています。認定率を比較できるようになった平成16年度から低い状態を維持しており、特に、平成18年度(19年3月)、19年度(20年3月)、そして21年度(22年3月)以降は県内一低い認定率となっていて、平成27年度(28年3月)まで続きました。

要介護度別にみると、青森県平均、全国平均より軽度者(要支援、要介護1)の割合が小さく、重度者(要介護4・5)の割合が大きくなっています。

◆認定率の推移(全国・青森県との比較)◆



『介護保険事業状況報告月報』

◆要介護度別認定者数(平成29年3月末)◆

	階上町			青森県			全国		
	認定者数(人)	構成比		認定者数(人)	構成比		認定者数(人)	構成比	
要支援1	34	5.2%	32.9%	7,124	9.3%	40.5%	891,758	14.1%	47.8%
要支援2	42	6.5%		8,024	10.5%		867,870	13.7%	
要介護1	137	21.1%		15,841	20.7%		1,259,834	19.9%	
要介護2	138	21.3%	36.4%	15,049	19.7%	34.0%	1,102,791	17.4%	30.6%
要介護3	98	15.1%		10,941	14.3%		832,152	13.2%	
要介護4	115	17.7%	30.7%	10,587	13.8%	25.5%	764,491	12.1%	21.6%
要介護5	84	13.0%		8,960	11.7%		600,834	9.5%	
計	648	100%		76,526	100%		6,319,730	100%	

『介護保険事業状況報告月報』

平成 29 年 4 月より総合事業が開始されたことに伴い、事業対象者に徐々に移行することから、要支援認定者数が一旦減少、その後も急激な増加は見込まれないと思われます。

要介護認定者は第 1 号被保険者数の増加に伴い、今後も増加するものと見込まれ、平成 32 年度には平成 29 年度に比べて 83 人多い 728 人になり、平成 37 年度には 222 人多い 867 人になると推計されます。

◆被保険者数と要介護認定者数の推移と推計◆

	被保険者数(人)		要介護（要支援）認定者数（人）								認定率
			計	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	
26 年 度	第 1 号	3,545	542	37	51	86	99	94	88	87	16.1%
	第 2 号	5,580	28	1	3	3	7	6	5	3	
	合 計	9,125	<b>570</b>	38	54	89	106	100	93	90	
27 年 度	第 1 号	3,701	565	37	48	108	105	97	82	88	16.0%
	第 2 号	5,453	28	2	2	4	7	3	6	4	
	合 計	9,154	<b>593</b>	39	50	112	112	100	88	92	
28 年 度	第 1 号	3,849	598	29	43	139	108	99	97	83	16.1%
	第 2 号	5,322	22	1	2	3	7	2	6	1	
	合 計	9,171	<b>620</b>	30	45	142	115	101	103	84	
29 年 度	第 1 号	3,982	620	32	33	150	132	95	96	82	16.2%
	第 2 号	5,201	25	1	3	0	8	2	9	2	
	合 計	9,183	<b>645</b>	33	36	150	140	97	105	84	
30 年 度	第 1 号	4,086	643	23	35	157	139	99	100	90	16.3%
	第 2 号	5,049	24	1	2	0	9	1	10	1	
	合 計	9,135	<b>667</b>	24	37	157	148	100	110	91	
31 年 度	第 1 号	4,183	673	21	37	166	146	106	104	93	16.7%
	第 2 号	4,900	25	0	2	0	9	1	12	1	
	合 計	9,083	<b>698</b>	21	39	166	155	107	116	94	
32 年 度	第 1 号	4,274	701	20	39	173	148	112	111	98	17.0%
	第 2 号	4,754	27	0	2	0	10	1	13	1	
	合 計	9,028	<b>728</b>	20	41	173	158	113	124	99	
37 年 度	第 1 号	4,610	842	21	36	205	180	135	140	125	18.8%
	第 2 号	4,027	25	0	2	0	8	1	13	1	
	合 計	8,637	<b>867</b>	21	38	205	188	136	153	126	

(H29 年度までは各年度 9 月末現在値、H30 年度以降は 9 月末推計値)



## 第3章 計画の基本方針

### 1. 基本理念

すべての高齢者が、健やかで生きがいを持ち、安心して生活を送れるような町となることを目指して、本計画において次の基本理念を掲げます。

「心と心のふれあうまち」

～ ともに生き支えあう福祉のまちづくり ～

階上町は、高齢社会の到来に際し、誰もが「ここに暮らしてよかった」と思うような環境づくり、ふれあいと支えあいのあるまちづくりを目指して推進していきます。

### 2. 基本目標

平成 37 年の高齢化のさらなる進行を見据え、以下の 3 つの基本目標を掲げ、高齢者保健福祉及び介護保険にかかる施策・事業の総合的な推進を図ります。

#### 《 3 つの基本目標 》

- (1) 地域包括ケアシステムの深化・推進
- (2) 生きがいづくりと介護予防の推進
- (3) 介護保険サービスの充実と適正化事業の推進

### 3. 施策の展開

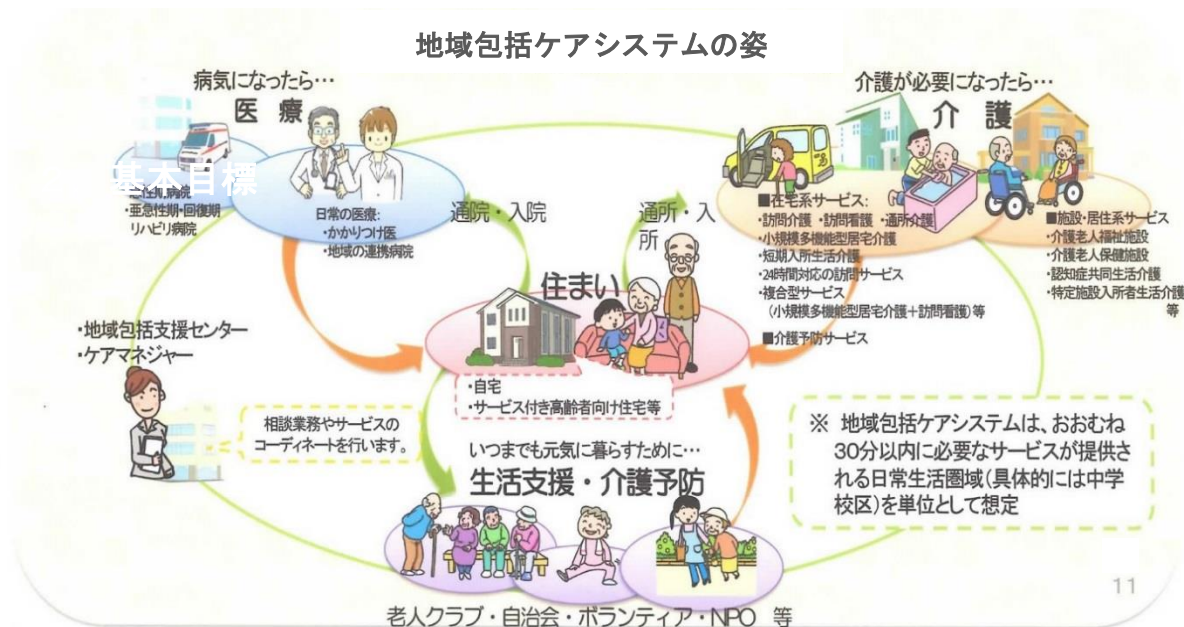
#### (1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

高齢者の多くは、要介護状態になっても自分が住み慣れた地域での生活を続けたいと思っています。できるだけ生活の場を変えずに、日常生活の場（日常生活圏域）、住み慣れた場所で必要なサービスを受けられる体制が必要です。

団塊の世代が75歳以上となる平成37年度を目途に、地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が包括的に提供される体制（地域包括ケアシステム）の推進に努めていきます。

また、国の指針では、地域住民と行政などが協働し、公的な体制による支援とあいまって、地域や個人が抱える生活課題を解決していくことができるよう、「我が事、丸ごと」の包括的な支援体制を整備し、地域共生社会の実現を目指すことが目標とされています。

第7期は、次ページの項目について重点的に取り組むこととします。





### ●地域包括支援センターの機能強化

地域の課題や目標を共有しながら関係団体と相互に連携した効果的な取り組みにつながるよう、庁内組織との連携を図り、地域包括支援センター全体の資質向上、機能強化を図るとともに、窓口機能を整備していきます。

### ●地域ケア会議の充実

個別事例について課題分析・他職種連携を行い、適切なサービスにつながっていない高齢者の支援や高齢者個人に対する支援の充実（在宅生活の限界点の引き上げ）を図るとともに、地域課題については、地域ケア推進会議に諮っていきます。

### ●在宅医療・介護連携の推進

高齢者が疾病を抱えても、自宅等で療養し続けられるよう、医療機関等の協力を得つつ、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り、在宅医療・介護サービス等の情報共有等様々な局面で連携を図ることのできる体制の整備に取り組めます。

### ●認知症施策（新オレンジプラン）の推進

医療機関や認知症疾患医療センターとの連携を強化し、認知症の早期の段階から適切な診断と対応が可能な体制の整備や、地域全体で認知症高齢者やその家族を支援するネットワークを構築するとともに、認知症に関する正しい知識と理解に基づく本人や家族への支援などを通じて、総合的かつ継続的な支援体制を推進します。

### ●生活支援サービスの基盤整備の推進

生活支援コーディネーターの配置を通じて、生活支援の担い手の養成やサービスの開発、関係者のネットワーク化、ニーズとサービスのマッチング等を行い、生活支援サービスの提供体制の整備に向けた取り組みを推進します。

### ●高齢者の居住安定に係る施策との連携

高齢者の住まいを確保するため、県や関係部局と連携しながら、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅、養護老人ホームや軽費老人ホームの活用を検討します。

## (2) 生きがいづくりと介護予防の推進

高齢者が健やかで生きがいを持ち、地域の中でいきいきと活躍できるよう、疾病や要介護状態に陥る危険要因についての情報の把握や評価を適切に行い、連続的で一貫性のある総合的な介護予防事業を推進します。

平成 29 年 4 月より総合事業を開始し、予防給付のうち訪問介護及び通所介護を移行するとともに、生活機能の低下した高齢者に対しては、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけ、生活の質の向上を目指します。

また、当町においては、気軽に通える場所で高齢者が集う環境が整いつつあります。この環境を生かし、住民主体による体操、運動、趣味等の活動や生活支援に関する情報発信など、活動的で継続的な介護予防活動をより一層充実させていきます。

- 総合事業（平成 29 年 4 月より開始）
  - ・介護予防・生活支援サービス事業
  - ・一般介護予防事業
- 老人クラブ活動の支援
- 世代間交流の機会の提供
- 生涯学習の推進
- いきいきシルバーバンク事業の推進
- 老人福祉センターおよび各地区集会所等の活用促進
- 介護予防事業と健康づくり事業の一体的な実施

### (3) 介護保険サービスの充実と適正化事業の推進

介護保険制度の施行以来、サービスの充実とともに介護保険給付費は増加を続け、介護保険料や介護保険財政に大きく影響を与えています。一方で、介護保険給付が要介護状態の軽減または悪化の防止に資するように行われているか、介護サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮されているか、事業者による不適正・不正なサービスはないか、などの観点から介護給付の適正化の更なる推進が必要です。

本町では、より介護保険サービスの充実を図るとともに、「介護保険事業に関する保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」及び「介護給付適正化計画に関する指針」を踏まえ、第4期青森県介護給付適正化計画と整合性を有し、本計画と階上町介護給付適正化計画を一体的に策定し、主要5事業に取り組みます。

また、増大する福祉・介護ニーズに対応できる質の高い介護人材の安定的な確保と定着のため、国や県と連携、関係機関、事業所等と協力して、持続的な人材確保対策に取り組みます。

#### ●効果的なサービス利用の推進

- ・状況に応じた多様なサービス提供の推進
- ・介護サービス全般に携わる者の連携推進
- ・苦情処理、相談体制の整備

#### ●サービス事業者への指導充実

- ・地域密着型サービス事業所の実地指導、集団指導の実施

#### ●介護給付適正化事業の推進

- ・要介護認定の適正化
- ・ケアプランの点検
- ・住宅改修等の点検
- ・医療情報との突合・縦覧点検
- ・介護給付費通知

#### ●介護人材の定着・確保対策

- ・町内外の各種研修等のPR
- ・処遇改善加算取得の推進
- ・介護保険事業所連絡会における会員相互の情報交換、連絡調整、質の向上のための研修会開催
- ・多様な人材による生活支援サービス等の担い手確保

## 4. 日常生活圏域と地域包括支援センター

### (1) 日常生活圏域の設定

#### ～階上町全体で1つの日常生活圏域～

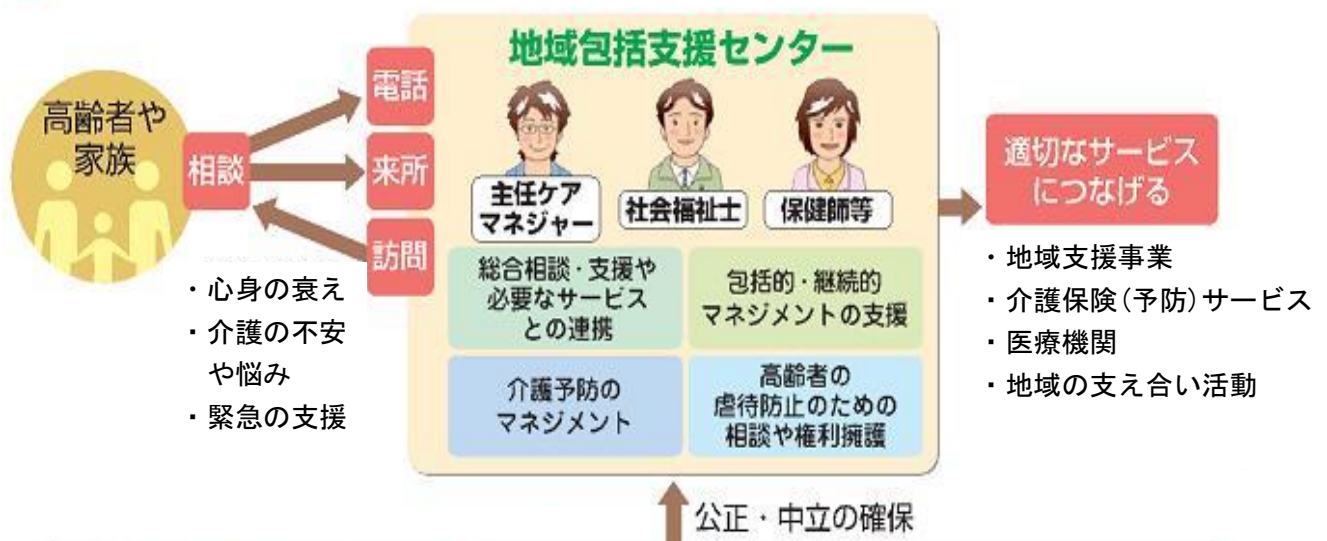
第3期介護保険事業計画から、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう日常生活圏域を設定し、その圏域ごとに必要な基盤整備をすることとなっており、町では地理的条件、人口、交通などの社会的条件、現在整備されている介護給付等対象サービスを提供する施設等の状況を総合的に考慮し、町全体を1つの日常生活圏域と設定しています。第7期においても同様の設定とします。

### (2) 地域包括支援センター

平成18年4月から、地域住民の心身の健康保持及び生活の安定のために、総合的な相談業務、介護予防、高齢者の生活支援を包括的・継続的に行う機関として、地域包括支援センターを町健康福祉課に設置しています。

地域包括支援センターは、公正、中立な立場から、高齢者が地域で生活していくための総合的な相談窓口であり、相談のほかに、その人にとって一番良い介護予防のサービスの調整（マネジメント）も行います。

#### ■地域包括支援センターのイメージ

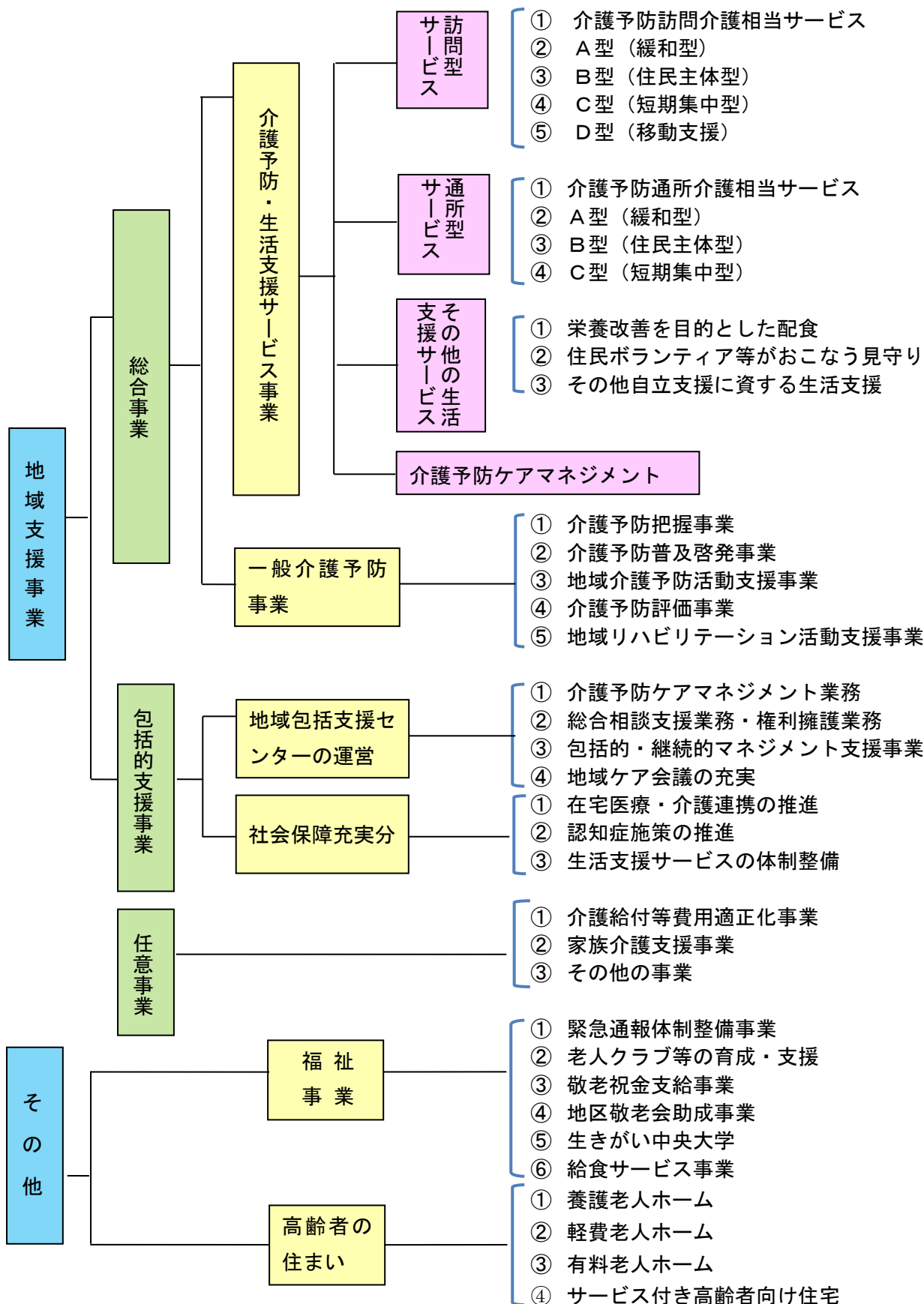


#### 地域包括支援センター 運営協議会

医療・保健・福祉の関係者や被保険者代表などが定期的話し合い、適切な運営を確認します。

# 第4章 地域包括ケア体制の充実

## 1. 事業の体系



## 2. 地域支援事業

住み慣れたまちで、自分の力で活動的な生涯を送りたいという願いを現実のものとするために、要介護・要支援状態になる前から、個々の状況に応じた予防対策を図ること等を目的として行われる事業です。また、要介護状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援しています。

地域支援事業は、大きく分けて総合事業、包括的支援事業、任意事業の3つの事業から構成され、地域包括支援センターが主体となり実施しています。

## 3. 総合事業

当町では平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」という）を開始したことに伴い、事業名や事業の構成が変わっています。総合事業開始後の事業名で整理し、旧事業実績を計上しています。

### (1) 介護予防・生活支援サービス事業

#### 《介護予防・生活支援サービス事業》

要支援1・2及び事業対象者（基本チェックリストで生活機能の低下がみられた方）に訪問型サービス、通所型サービス等を提供します。

平成29年4月より、介護予防訪問介護相当サービス、介護予防通所介護相当サービス、介護予防ケアマネジメントが予防給付より移行、通所型サービスCが旧二次予防事業より移行しました。

#### 【介護予防・生活支援サービス事業の実績（平成29年11月サービス提供分）】

サービスの類型	サービスの種類	内容	利用者数（人）
訪問型サービス	介護予防訪問介護相当サービス	旧介護予防訪問介護に相当するサービス	4
	訪問型サービスB（住民主体による支援）	ボランティアによる簡易な生活援助	※
	訪問型サービスC（短期集中予防サービス）	保健師等による居宅での相談指導	※
通所型サービス	介護予防通所介護相当サービス	旧介護予防通所介護に相当するサービス	54
	通所型サービスC（短期集中予防サービス）	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム	5～7月と 9～11月 計121
介護予防ケアマネジメント	ケアマネジメントA	原則的な介護予防ケアマネジメント	50
	ケアマネジメントC	初回のみ介護予防ケアマネジメント	5月と9月 計122

※今後実施予定サービス

サービスの利用状況を確認し、提供サービス等が適正であるか検証を行いながら、今後サービスの種類や利用者数を増やしていく予定です。

## 《旧通所型介護予防事業（わんつか元気教室）》

運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上プログラムを複合的に実施し、3か月間（週1回）を1クールとして実施しています。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 32 年度目標
実施回数	60 回	60 回	60 回	60 回
参加実人数	141 人	148 人	135 人	150 人
参加延人数	1,393 人	1,527 人	1,432 人	1,600 人
高齢者人口に対する参加率	3.87%	3.89%	3.42%	3.51%

平成 21 年度より複合プログラムとして実施しています。同じレベルの人達が集まり訓練することで、“一緒に元気になる”“一緒に楽しむ”という意識が自然に派生し、身体面だけではなく、精神的にも元気になる人が多いです。また、平成 23 年度より委託の 4 教室に加え、包括支援センターでも 1 教室実施し、年間 5 教室 60 回、実施しています。多くの方が、5 年、6 年と継続して参加しており、毎年の楽しみとなっているようです。

事業に参加することにより、個々の機能低下を防ぎ在宅において自立した生活を継続できている人が多いことから、今後も関係職員の資質向上を図り、事業を計画していくことが重要であると考えています。

## （２）一般介護予防事業

65 歳以上の高齢者全員を対象として、健康教育、健康相談等の取組を通じて介護予防に関する活動の普及・啓発や地域における自発的な介護予防に資する活動の育成・支援を行うこと等を目的としています。

### ①介護予防把握事業

#### 《旧二次予防事業の対象者把握事業》

基本チェックリストから対象者を決定しています。見心園在宅介護支援センターと連携し、基本チェックリストの聞き取りを行い、対象者を通所型サービス C（通所型介護予防事業）の参加につなげています。高齢者数の増加に伴い、訪問者数を増やしていきます。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 32 年度目標
実態把握訪問者数	420 人	278 人	277 人	290 人
65 歳以上人口	3,644 人	3,808 人	3,946 人	4,274 人
事業対象者把握数	223 人	221 人	210 人	220 人
把握率	6.12%	5.80%	5.32%	5.15%

## 《介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施》

→調査結果については、付録に掲載

＜調査対象者＞平成 28 年 10 月 1 日現在、階上町に居住する 65 歳以上 89 歳以下の者(要支援・要介護認定者を除く)3,130 人

＜調査方法＞平成 28 年 12 月 26 日～平成 29 年 1 月 31 日 郵送による悉皆調査

＜回収数(率)＞2,285 人(73.0%) <有効回答数(率)＞2,261 人(72.2%)

## ②介護予防普及啓発事業

### 《ハート生き生き事業》

ハートフルプラザにおいて週 2 回(月・木曜日)入浴・健康相談を実施するとともに、介護予防体操、舞踊、詩吟、手芸、裂織などの趣味講座を実施しています。今後は、さらに参加者や利用回数を増やしていきます。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 32 年度目標
実施回数	91 回	91 回	89 回	90 回
参加実人数	79 人 (うち新規 7 人)	83 人 (うち新規 14 人)	78 人 (うち新規 10 人)	80 人 (うち新規 7 人)
参加延人数	4,427 人	3,833 人	3,467 人	3,800 人
一日あたりの平均利用者数	48.6 人	42.1 人	39.0 人	42.2 人

### 《介護予防体操普及事業》

「わんつか元気体操」「光のふるさと ～ストレッチバージョン～」を考案し、各地区のほのぼの交流協力員、婦人会、通所介護事業所、地域密着型事業所に DVD を配布し、普及に努めました。

今後も引き続き、普及に努めます。

## ③地域介護予防活動支援事業

### 《ほのぼの交流協力員等設置事業》

地域住民が主体となり、互いに見守り支え合う体制をつくり、高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活していけるような地域社会づくりを目的としています。近年、ボランティア数が減ってきているので、養成研修会等の受講を通じて、町民の意識を高め協力を依頼していきます。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 32 年度目標
ほのぼの協力員、ネット協力員、他のボランティア数(ボランティア保険加入者数)	265 人	266 人	214 人	230 人



### 《ほのぼのの交流会開催事業》

ほのぼのの交流協力員が、企画・運営を行い地域の集会所等で閉じこもりがちになる高齢者等を集めて交流会を開催することで仲間づくり、安否確認、閉じこもりの防止にもつながります。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 32 年度目標
開催回数	105 回	114 回	203 回	130 回
参加延人数	2,460 人	2,438 人	2,834 人	3,000 人

ほのぼののサロン H28～  
 ・ 6 会場 43 回  
 ・ 参加実人数 103 人  
 ・ 参加延人数 511 人

18 年度より、介護予防（運動機能の向上・栄養改善・口腔機能向上・認知症予防）に重点を置き、より高齢者が元気になるように、社会福祉協議会職員をはじめ、介護予防運動指導士や保健師等が講師として出向いています。今後は開催回数、参加延人数がさらに増えるよう取り組んでいきます。

### 《介護予防ボランティア育成研修会》

ほのぼのの交流協力員や、健康推進員、ボランティアに興味がある一般町民を対象に、研修会を開催したり、出前講座として血圧測定や健康講話等を行っています。

### 《高齢者通いの場支援事業》

高齢者の社会的孤立の解消、心身の健康保持を目的に、集会所等の地域の身近な場所で主体的・継続的に介護予防活動を実施する団体に対して、活動費の補助や支援を行います。

「階上町高齢者通いの場支援事業補助金交付要綱」を新規制定し、平成 29 年 4 月より新規事業として開始しています。平成 29 年度は 4 団体から申請があり補助金交付しており、今後はさらに町民に P R し、新規団体を増やし 7 団体を目指します。



## 4. 包括的支援事業

### (1) 地域包括支援センターの運営

#### ①介護予防ケアマネジメント業務

平成 22 年 8 月地域支援事業実施要綱が改正され、介護予防ケアプランの作成については、必要と認める場合のみ作成し、必要がない場合には、事業の実施前後に情報共有をすることによりこれに替えることとなりました。

平成 29 年 4 月から、介護予防・生活支援サービス事業に移行しています。

#### ②総合相談支援業務・権利擁護業務

高齢者の心身、生活の状況を把握するとともに、専門的かつ総合的に相談を受け付け、保健・医療・福祉・権利擁護等に関する支援を行います。また、身近な相談窓口として町内 2 事業所に委託し、地域包括支援センターと連携を図りながら支援しています。

また、平成 29 年度より八戸圏域連携中枢都市圏連携事業として、関係市町村が協働で成年後見制度利用促進事業に取り組んでいます。

#### 【総合相談地域包括支援センター分】

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 32 年度目標
電話による相談		254 件	244 件	200 件	200 件
来所による相談		242 件	227 件	264 件	270 件
家庭訪問		150 件	120 件	70 件	80 件
介護保険申請に関する訪問		191 件 (新規 103 件)	215 件 (新規 147 件)	211 件 (新規 126 件)	220 件 (新規 145 件)
関係者連絡	医療機関	98 回	77 回	81 回	90 回
	医療機関以外	182 回	219 回	184 回	200 回

#### 【総合相談ブランチ型総合相談窓口事業】

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 32 年度目標
社会福祉協議会	来所	34 件	36 件	20 件	25 件
見心園在宅介護支援センター	電話・来所・訪問	38 件	48 件	41 件	45 件

#### 【権利擁護の相談】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 32 年度目標
権利擁護(消費者被害、成年後見制度等)に関すること	0 件	0 件	2 件	2 件
高齢者虐待に関すること	6 件	5 件	7 件	7 件

### ③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行います。また、介護支援専門員相互の情報交換等を行う場を設定するなど、介護支援専門員のネットワークを構築しています。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 32 年度目標
介護支援専門員からの相談・支援	55 回	93 回	80 回	90 回

### ④地域ケア会議推進事業

地域包括ケアの総合的な調整や提言を行う推進会議（代表者レベル会議）と現場レベルでの連携強化及びサービスの質的向上を図る個別会議（実務者レベル会議）を行っています。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 32 年度目標
地域ケア個別会議	11 回	13 回	9 回	11 回
地域ケア推進会議	—	3 回	3 回	3 回

## (2) 社会保障充実分

### ①在宅医療・介護連携推進事業

住み慣れた地域での生活をできるだけ長く継続できるよう、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り等、様々な場面で医療と介護が連携するための取組を推進します。

#### (7) 地域の医療・介護資源の把握

「階上町医療・介護関係事業所マップ」を作成し、配布しています。

#### (イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

町内介護支援専門員にアンケート調査を実施したり、町内医師と課題の検討を行います。

#### (ウ) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

三戸地方保健所管内の市町村および医療機関が使用できる「退院調整ルール」の作成を検討し、手引きを作成する予定です。

#### (エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援

三戸地方保健所管内の市町村および医療機関関係者がグループワーク等で協議・情報共有を行います。

#### (オ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援

階上町地域包括支援センターに設置し、相談を随時受け付ける体制を構築しています。

#### (カ) 医療・介護関係者の研修

町内の医療・介護関係者を対象に、「在宅医療・介護連携推進研修会」を開催しています。

#### (キ) 地域住民への普及・啓発

パンフレット等を使用し、普及啓発しています。

## ②生活支援体制整備事業

### 《生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置および協議体の設置》

平成 28 年度 2 人 平成 29 年度 2 人 計 4 人を配置しています。今後生活支援コーディネーターが中心となり、協議体を設置するとともに、生活支援サービスの拡充、周知に努めます。

### 《高齢者サポートセンター設置事業》

平成 22 年 4 月 1 日より、支援を受けたい方（依頼会員）と生活介護支援サポーターがネットワークをつくり、住み慣れた地域で安心して暮らすことができることを目的に運営されています。平成 29 年 12 月末現在、登録者は依頼会員 15 人、生活介護支援サポーター 23 人となっており、今後さらに周知をすることで、会員数の増加や効率的な活動体制を構築していく必要があります。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 32 年度目標
依頼会員数（うち新規登録）	18 人(2 人)	15 人(1 人)	13 人(0 人)	15 人(1 人)
サポーター数	12 人	12 人	12 人	12 人

### 《生活・介護支援サポーター養成事業》

高齢者の個別のニーズに応える仕組みを安定的かつ継続的に構築するため、町民の主体性に基づく住民参加サービスの担い手として生活・介護支援サポーター養成講座を行いました。養成されたサポーターは、サポートセンターに登録し、高齢者の支援を行っています。

＜開催時期・回数＞ 平成 29 年 2 月から 3 月にかけて、7 日間 20 時間

＜受講者数＞ 24 人（うち、21 年度講座修了者 3 人）

＜修了者数＞ 21 人 ※既修了者以外すべての者

＜サポーター登録者＞ 12 人

## ③認知症総合支援事業

### (7) 認知症の人・家族に対する相談支援

- ・健康福祉課に相談窓口を設置し、認知症地域支援推進員を配置しています。その他専門職が複数おり、支援・調整役を担っています。
- ・「階上町在宅介護者の会」の支援を町社会福祉協議会とともにしています。
- ・認知症の人やその家族、地域の方、支援者が身近な場所で気軽に集うことができる場（認知症カフェ）の開設支援を行い、外出や交流、社会参加を促していきます。  
平成 32 年度目標 カフェ設置数 1 か所
- ・認知症等が原因で徘徊して自宅に戻る事ができない高齢者等を登録し、警察署等と情報を共有し、速やかな保護を図ることを目的に「階上町あんしんカード事業」を実施しています。平成 28 年度は新規に 6 人が登録し、町全体で 18 人の登録者数となっています。

## (イ) 認知症への理解を深めるための普及・啓発

- ・認知症サポーターの養成と見守り

キャラバンメイトは、認知症の方や家族を支援する「認知症サポーター」を積極的に養成していきます。

キャラバンメイト数 10人（平成29年9月末現在）

平成32年度目標 12人

認知症サポーター数 209人（平成29年9月末現在）

平成32年度目標 260人

- ・民間事業所との連携・協定締結
- ・認知症ケアパスの普及・見直し

## (ウ) 認知症の早期発見・早期対応

平成30年3月末設置予定の「認知症初期集中支援チーム」の活動を充実させ、早期診断・早期対応に向けた支援体制を推進します。

## (エ) 若年性認知症施策の強化

平成29年10月31日、八戸圏域連携中枢都市圏連携事業の中で、「若年性認知症者及び家族への支援」をテーマに、高齢、障害福祉サービス職員等を対象に研修会を開催しました。

若年性認知症の特徴として、就労や生活費等の経済的問題が大きいことから、雇用の継続や障害福祉サービスである就労継続支援事業の利用、障害者手帳の取得や障害年金の受給など様々な制度にわたる支援が総合的に受けられるよう、関係機関や障害福祉担当等と連携を図ります。



## 5. 任意事業

### ①家族介護継続支援事業

#### 《家族介護用品（紙おむつ）の支給》

平成 26 年 6 月に支給要件を拡大し、同年 7 月より世帯の課税状況を問わず、要介護 4・5 の在宅要介護者に、月額 6,250 円を限度に紙おむつ、尿とりパットを支給しています。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 32 年度目標
年間利用人員	12 人	47 人	55 人	57 人
利用額	624,512 円	1,993,026 円	2,592,673 円	2,743,000 円

#### 《家族介護者交流事業》

高齢者を介護している家族等に対し、介護者教室や介護者交流事業等を実施することにより、高齢者を介護している家族の身体的、精神的負担の軽減を図るとともに、要介護高齢者が在宅生活を継続できることを目的としています。平成 28 年度は、介護者の集いを 3 回、介護講座（あった介護講座）を 1 回開催しました。介護講座では、ハートフルプラザに講師を招き、認知症予防体操と福祉映画の上映を行い、町内外から 160 人が参加しました。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 32 年度目標
実施回数	3 回	3 回	4 回	3 回
参加延人数	42 人	44 人	204 人	50 人

#### 《家族介護慰労事業》

在宅の要介護 4・5 の高齢者を常時介護し、過去 1 年間介護保険サービスを利用していない町民税非課税世帯の方に、年間 10 万円の家族介護慰労金を支給し、介護者の慰労を図っています。しかし、ほとんどの方がなんらかの介護サービスを受けていることから、これまで支給実績はありません。

### ②介護給付適正化計画の推進

介護保険法第 117 条第 2 項第 3 号、第 4 号の規定により、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なとする過不足のないサービスを事業者が適切に提供するように促すとともに、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼性を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資することを目的としています。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 32 年度目標
要介護認定の適正化	462 件	560 件	544 件	560 件
ケアプランの点検	104 件	249 件	49 件	55 件
住宅改修点検	5 件	6 件	7 件	7 件
福祉用具購入・貸与調査	11 件	23 件	8 件	10 件
介護給付費通知	2 回	1 回	1 回	1 回

## **(7) 要介護認定の適正化**

### **【現状と課題】**

新規認定調査については、町職員が実施しています。指定居宅介護支援事業所に委託して行う認定調査についても、すべての調査内容を確認し、必要に応じて照会や指導を行っています。

### **【今後の取り組み】**

認定者数の増加に伴い、今後も確認件数は増えていく見込みですが、これまで通り調査票の全件チェックを行うとともに、調査員の能力向上と調査員ごとの判断基準の平準化を図るため、認定調査員向けeラーニングシステムの活用を推奨していきます。また、一次判定の偏りや変更率を検証し、効果的な認定調査票の確認や認定調査員全体のスキルアップに向けた取り組みが必要です。

## **(4) ケアプランの点検**

### **【現状と課題】**

国保連合会介護給付費適正化システム等を活用し、ケースを抽出し、点検をしています。

### **【今後の取り組み】**

引き続き介護給付費適正化システムを利用したケアプランチェックを行います。また、効果的な点検となるよう対象事業者の絞り込み方法を毎年度検討し、介護支援専門員の気付きを促すとともに、自立支援に資するケアマネジメントの視点があるか、請求結果との整合性を検証していきます。

## **(5) 住宅改修等の点検**

### **【現状と課題】**

住宅改修については、工事着工前に理由書、見積書及び現場写真等により工事の必要性の確認を行い、状況により終了後に検査を行っています。住宅改修、福祉用具購入がケアマネジメントに基づいた内容で、どのように活用されているか必要時訪問にて確認しています。

### **【今後の取り組み】**

引き続き、住宅改修着工前の確認及び工事完了後の検査を行い、福祉用具の必要性や利用状況を確認するための訪問を行い、給付の適正化を図っていきます。

## **(8) 縦覧点検・医療給付との突合**

### **【現状と課題】**

点検業務の一部（算定期間回数制限チェック、単独請求明細書における算定期間回数制限チェック、重複請求縦覧チェック、居宅介護支援請求におけるサービス実施状況チェック、介護と医療の重複支給の可能性のあるデータ等）を国保連合会に委託し、整合性について確認を行い、事業所へ疑義内容の照会を行っています。また、請求誤りの場合は過誤申立等を行うようにし、介護給付の適正化を図っています。

### **【今後の取り組み】**

引き続き、点検業務の一部を国保連合会に委託することにより効果的に点検を行います。また、国保連より給付実績をもとに提供される縦覧点検帳票を積極的に活用し、点検項目の拡充を図るとともに、事業所へ周知することで請求誤りの防止に努めます。

## (木) 介護給付費の通知

### 【現状と課題】

介護サービスを利用された被保険者の方に利用したサービス事業所や費用額を通知することで、架空請求や過誤請求等がないかを確認していただき、介護給付の適正化を図っていますが、通知書の内容からサービスの見直しや不適正な請求の判明に至ったケースはこれまでありません。

### 【今後の取り組み】

引き続き介護給付費の通知を行い利用実績の確認を促していきます。

## 6. その他

### (1) 福祉事業

#### ① 緊急通報体制等整備事業

在宅のひとり暮らし、高齢者世帯等に対して、緊急通報装置を設置しています。

住み慣れた地域社会の中で、不安や孤独感を解消し、急病や災害などの不慮の事態に対処できるように整備を進めています。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
年間利用実人数	32 人	25 人	25 人
緊急発報数	4 件	7 件	6 件
相談通報数	2 件	0 件	0 件
その他通報（電池切れ等）	6 件	14 件	3 件
新規設置台数	1 台	3 台	0 台

在宅で安心して生活をするために重要なサービスであるため、今後も継続していきます。

#### ② 老人クラブ等の育成・支援

地域活動の活性化、地域の仲間づくりのために、新たな加入者のニーズに合った活動メニューを展開し、老人クラブ会員の加入を促進し、60代が加入しやすい環境づくりを支援しています。

また、高齢者自らが活動する老人クラブに対して助成し、地域の高齢者がいきいきと活動できるよう支援しています。

### 【単位老人クラブ会員数】

(単位：人)

クラブ名	平成 26 年度			平成 27 年度			平成 28 年度		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
石鉢	18	30	48	21	27	48	26	29	55
金山沢	17	15	32	16	11	27	17	13	30
田代	14	19	33	13	17	30	10	16	26
登切	6	17	23	8	16	24	9	13	22
鳥屋部	10	18	28	8	17	25	7	16	23
赤保内	19	39	58	19	40	59	19	41	60
道仏	14	17	31	13	15	28	9	16	25
小舟渡	5	21	26	5	21	26	6	20	26
計	103	176	279	103	164	267	103	164	267



### ③敬老祝金支給事業

長寿の高齢者に対して敬老祝金を支給し、長寿を祝福するとともに社会に貢献した功績をたたえ、その労をねぎらっています。平成 27 年度より地区敬老会の場で授与しています。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
100 歳	6 人	3 人	3 人
88 歳	58 人	68 人	55 人

### ④寿賀者伝達表彰

当該年度に百歳を迎える方、及び夫婦のどちらか一方が 88 歳に到達し、ともに満 88 歳以上となる夫婦が、国及び県から表彰されます。平成 27 年度より地区敬老会の場で伝達授与しています。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
100 歳内閣総理大臣表彰・ 県知事顕彰状	4 人	3 人	3 人
88 歳夫婦県知事顕彰状	3 組	9 組	5 組

### ⑤地区敬老会助成事業

多年にわたり社会の進展に寄与し豊富な知識と経験を有する高齢者に対し、感謝と敬愛を表し長寿を祝うため、敬老会を開催する階上町内の行政区に助成を行っています。

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
対象者数※		1,746 人	1,809 人	1,857 人
参加者	対象者	646 人	691 人	698 人
	出席率	36.9%	38.2%	37.5%
	来賓者数	44 人	70 人	73 人
	関係者数	273 人	240 人	221 人
	計	963 人	1,001 人	992 人

※当該年度 9 月 1 日現在  
75 歳以上となる方を対象としています。

### ⑥生きがい中央大学

生涯学習の理念のもとに生きがい中央大学を開設し、高齢者の学習活動を推進することにより老後の生きがいの増進を図っています。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
参加実人数	36 人	60 人	37 人
参加延人数	290 人	364 人	284 人
実施回数	10 回	10 回	10 回

### ⑦給食サービス事業

社会福祉協議会の事業として、水曜日・金曜日の週 2 回、ボランティアによるお弁当の配達を行っています。配達時には利用者の安否確認も行っています。一人暮らし高齢者等を対象にしていますが、利用者は年々減少傾向にあります。最近では民間業者の弁当配達を利用されている方もいます。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
年間利用実人数	17 人	16 人	13 人
延人数	732 人	567 人	582 人
配食実施回数	102 回	101 回	104 回

## (2) 高齢者の住まい

### ①養護老人ホーム

養護老人ホームは、おおむね 65 歳以上の方で、環境上の理由及び経済的な理由により、在宅での生活が困難な方が入所できる施設です。町内にはなく、八戸市に 1 か所あります。

### ②軽費老人ホーム

町内に該当施設はありませんが、要介護状態ではなくても、自宅での生活の継続が困難な方は、見守りや日常生活の支援機能を有した軽費老人ホームを利用できます。

### ③有料老人ホーム

有料老人ホームは、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を提供することを目的とする施設です。大別して、介護が必要となったとき、施設内部で介護が受けられる介護付と、外部からの介護サービス導入が必要な住宅型があります。

老人福祉法改正により、平成 18 年度から、高齢者を対象として何らかの便宜の供与がなされる住居施設は有料老人ホームとなり、町内には 10 か所あります。

### ④サービス付き高齢者向け住宅

医療、介護、住宅が連携し、安心できる住まいの供給を促進するため、高齢者住まい法に基づき、平成 23 年 10 月より登録された施設です。従来の高齢者専用賃貸住宅、有料老人ホームが登録され、町内には 3 か所あります。

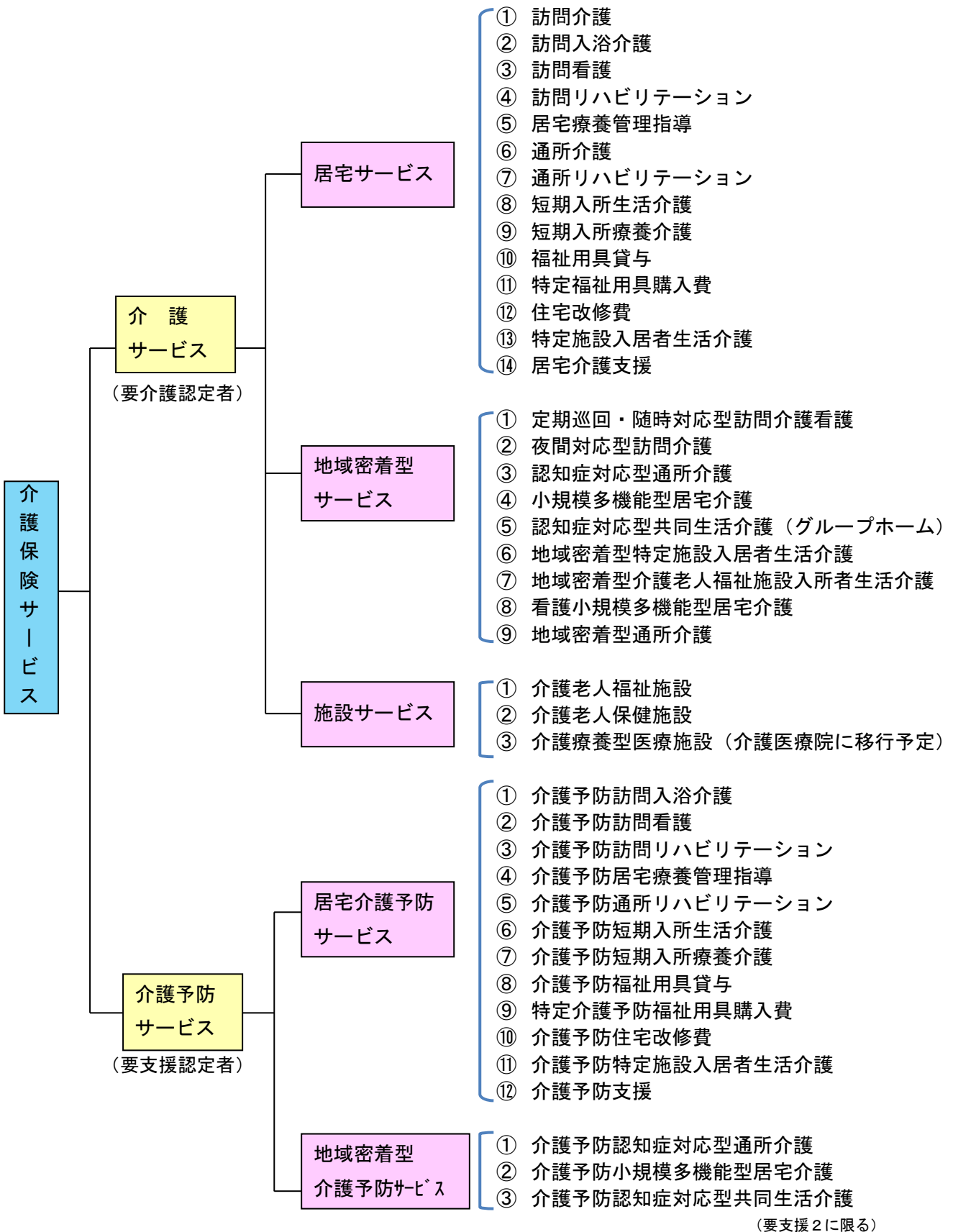
## 7. 事業費の見込み

(単位：円)

事業名	総事業費		
	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
地域支援事業費	59,500,000	61,000,000	63,000,000
介護予防・日常生活支援総合事業費	35,000,000	36,000,000	37,000,000
包括的支援事業費・任意事業費	24,500,000	25,000,000	26,000,000

# 第5章 介護保険サービス量の見込み

## 1. サービス提供の体系



## 2. 介護保険サービスの実績

### (1) 介護保険サービス利用者の推移

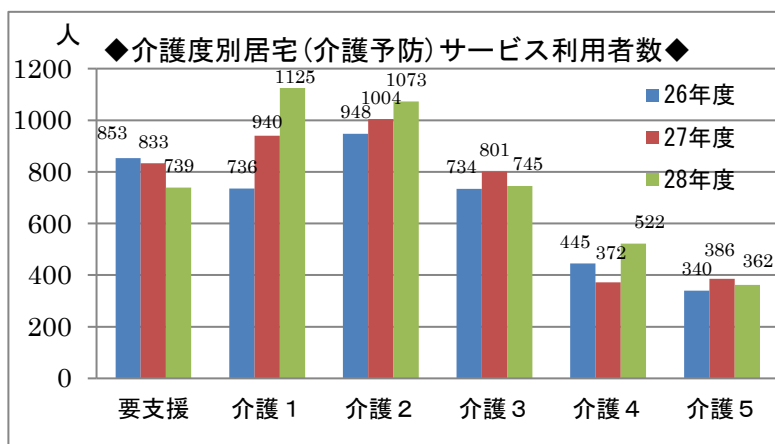
介護サービスの利用者については、居宅サービス、地域密着型サービス利用者が増加、制度改正に伴い特別養護老人ホームのユニット型が地域密着型サービスに移行したことから、施設サービス利用者数が減少しています。介護予防サービスは、地域密着型サービス（小規模多機能型サービスの利用者数）が増え、介護予防訪問介護、通所介護利用者は減少してきています。

#### ◆平成 25～28 年度のサービスの利用者数◆

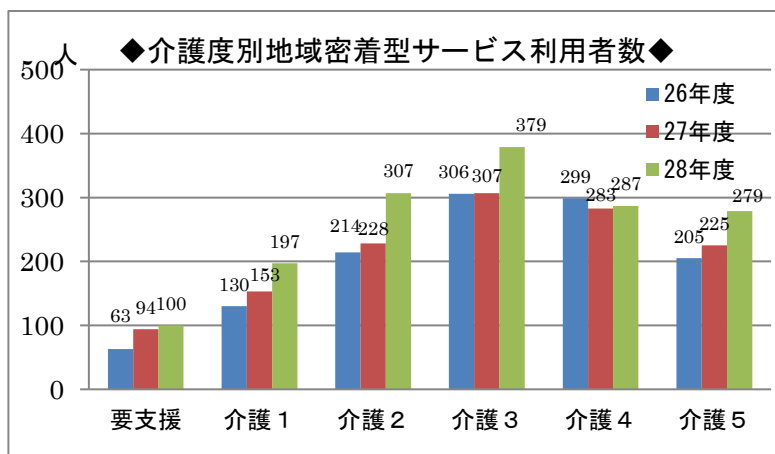
		平成 25 年度	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
		利用者数	利用者数	伸び率 (対前年比)	利用者数	伸び率 (対前年比)	利用者数	伸び率 (対前年比)
介護	居宅サービス	3,087 人	3,203 人	3.8%	3,503 人	9.4%	3,827 人	9.2%
	地域密着型サービス	1,043 人	1,154 人	10.6%	1,196 人	3.6%	1,449 人	21.2%
	施設サービス	1,126 人	1,065 人	-5.4%	1,038 人	-2.5%	976 人	-6.0%
予防	居宅介護予防サービス	801 人	853 人	6.5%	833 人	-2.3%	739 人	-11.3%
	地域密着型介護予防サービス	62 人	63 人	1.6%	94 人	49.2%	100 人	6.4%

また、居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスについて要介護度別に利用者数をみたものが右のグラフです。

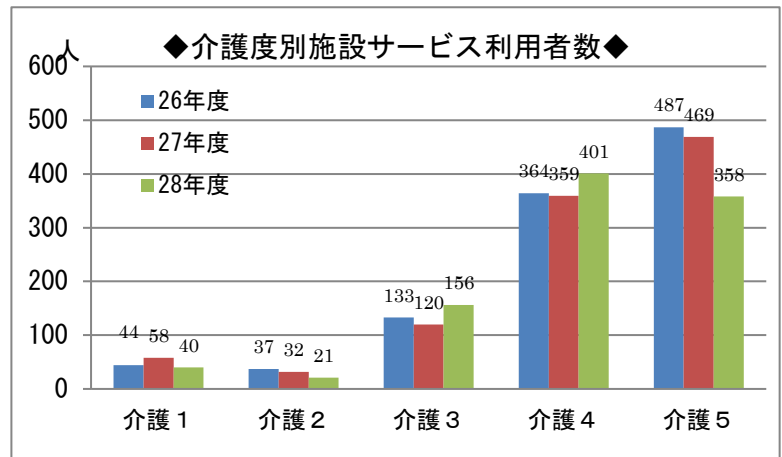
居宅サービスは、要介護 3～5 の利用が、要支援、要介護 1・2 の利用よりも少なくなっています。



地域密着型サービスは、すべての介護度で利用者が年々増えており、特に要介護 2 及び 3 の利用者が増えています。

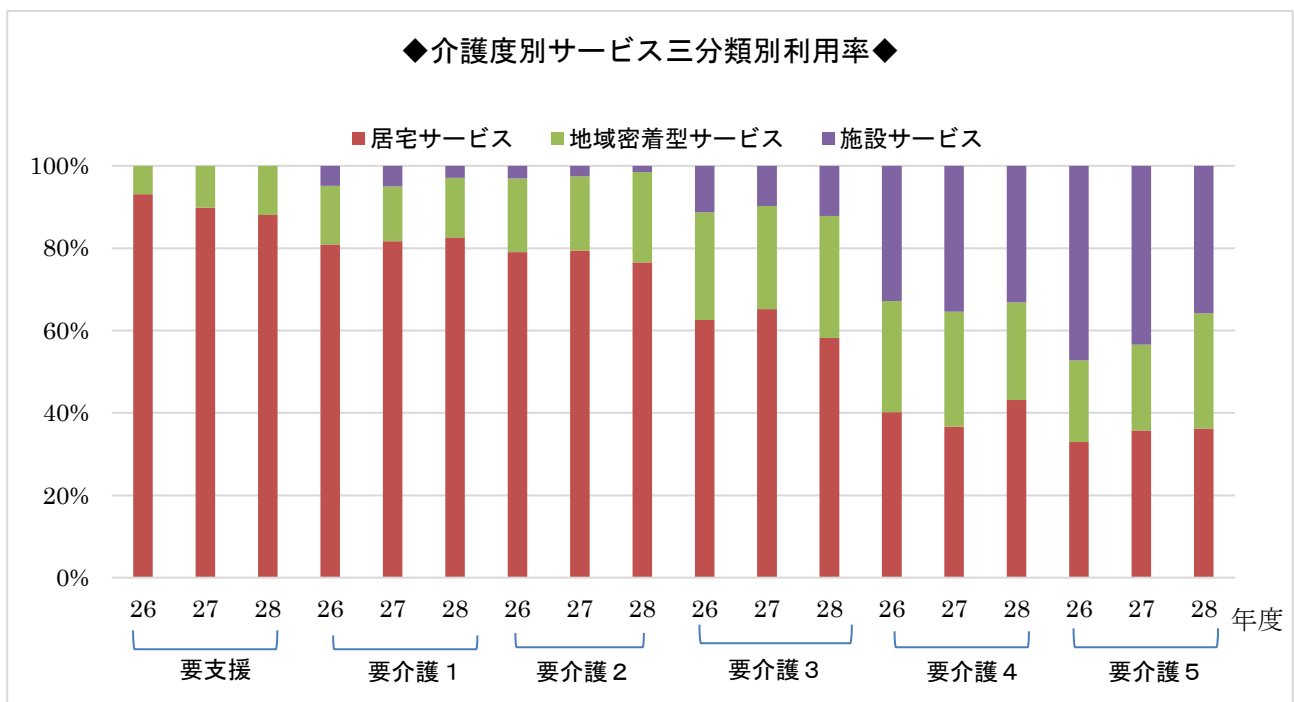


施設サービスは、要介護4及び5の利用者が多く、要介護5についてはここ3年間では利用者が減少しています。



サービスを「居宅サービス」「地域密着型サービス」「施設サービス」の3分類に分け、利用者の割合を介護度別にみると、介護度が重くなるにつれ居宅サービスの利用率が低くなり、施設サービスの利用率が高くなります。

要介護4及び5の重度者で、ここ3年間では、居宅サービスが増加傾向、地域密着型サービス及び施設サービスが減少傾向にあります。



## (2) 介護保険サービス利用状況

介護サービスの利用状況をサービス毎にみると、最も多く利用されているサービス（居宅介護支援を除く）は通所介護で、次いで、福祉用具貸与、訪問介護となっています。

### ◆介護サービスの利用状況◆

	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
	回数(回) 日数(日)	人数(人)	回数(回) 日数(日)	人数(人)	回数(回) 日数(日)	人数(人)
<b>居宅介護サービス</b>						
訪問介護	2,288	76	2,800	87	3,023	91
訪問入浴介護	44	9	67	13	58	13
訪問看護	339	45	391	48	337	44
訪問リハビリテーション	69	6	53	4	41	3
居宅療養管理指導	-	20	-	24	-	28
通所介護	1,317	165	1,457	182	1,494	188
通所リハビリテーション	337	43	295	37	292	35
短期入所生活介護	649	48	628	51	678	53
短期入所療養介護（老健）	1	0	1	0	1	0
短期入所療養介護（病院等）	6	1	2	0	1	0
福祉用具貸与	-	134	-	135	-	142
特定福祉用具購入費	-	2	-	2	-	3
住宅改修費	-	0	-	1	-	1
特定施設入居者生活介護	-	4	-	7	-	7
<b>地域密着型サービス</b>						
認知症対応型通所介護	11	1	26	3	59	6
小規模多機能型居宅介護	-	16	-	14	-	18
認知症対応型共同生活介護	-	71	-	71	-	74
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	-	8	-	13	-	16
地域密着型通所介護	-	-	-	-	62	8
<b>施設サービス</b>						
介護老人福祉施設	-	56	-	56	-	54
介護老人保健施設	-	14	-	13	-	15
介護療養型医療施設	-	19	-	18	-	13
<b>居宅介護支援</b>		<b>255</b>		<b>278</b>		<b>300</b>

回（日）数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

介護予防サービスの利用状況を見ると、最も多く利用されているサービス（介護予防支援を除く）は、介護予防通所介護で、次いで福祉用具貸与、同順で介護予防訪問介護、介護予防通所リハビリテーションとなっています。各サービスの利用者数、利用回数は、ほぼすべてのサービスで横ばいです。

◆介護予防サービスの利用状況◆

	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
	回数(回) 日数(日)	人数 (人)	回数(回) 日数(日)	人数 (人)	回数(回) 日数(日)	人数 (人)
<b>居宅介護予防サービス</b>						
介護予防訪問介護	-	10	-	6	-	6
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	16	2	12	2	25	2
介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	0	0	0	0	0	0
介護予防通所介護	-	51	-	52	-	49
介護予防通所リハビリテーション	-	8	-	8	-	6
介護予防短期入所生活介護	3	1	3	1	2	1
介護予防短期入所療養介護(老健)	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	-	11	-	11	-	10
特定介護予防福祉用具購入費	-	0	-	0	-	1
介護予防住宅改修費	-	0	-	1	-	1
介護予防特定施設入居者生活介護	-	0	-	0	-	0
<b>地域密着型介護予防サービス</b>						
介護予防小規模多機能型居宅介護	-	5	-	8	-	8
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	8
<b>介護予防支援</b>	-	70	-	67	-	60

回（日）数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

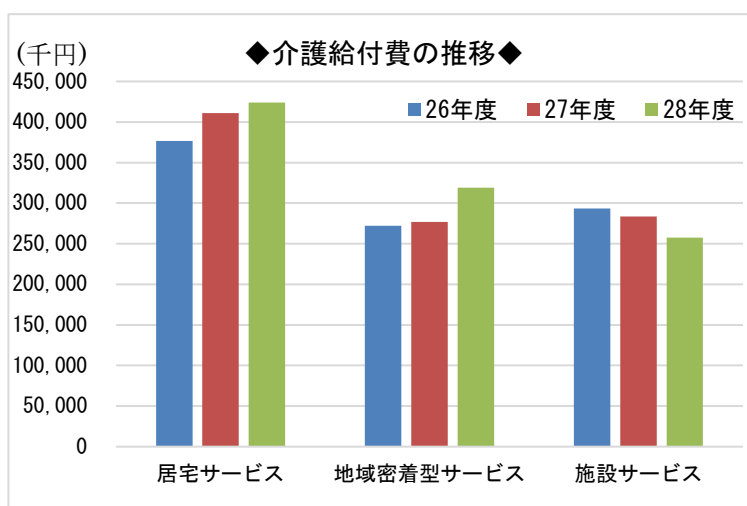
### (3) 介護保険サービス給付費の推移

平成 26 年度から平成 28 年度の介護サービス給付費を比較すると、この 3 年間は対前年比で約 3% の伸び率で増加しており、平成 28 年度は 10 億 8 千万円となっています。介護給付費と介護予防給付費に分けてみると、介護予防給付費は、この 3 年間は減少傾向にありますが、介護給付費は前年比伸び率で 3% ずつ増加しています。

#### ◆介護サービス給付費の推移◆

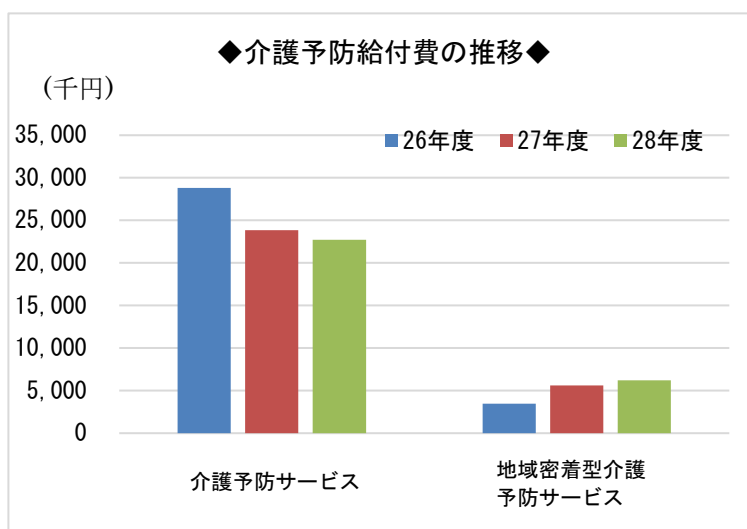
	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
	給付費(円)	対前年比 伸び率	給付費(円)	対前年比 伸び率	給付費(円)	対前年比 伸び率
介護給付費計(Ⅰ)	985,842,017	3.2%	1,020,300,148	3.5%	1,052,107,548	3.1%
予防給付費計(Ⅱ)	35,839,085	6.2%	33,000,026	-7.9%	32,083,611	-2.8%
給付費合計(Ⅰ+Ⅱ)	1,021,681,102	3.2%	1,053,300,174	3.1%	1,084,191,159	2.9%

介護給付費は、居宅サービス（居宅介護支援を除く）及び地域密着型サービスは増加傾向がみられ、施設サービスは減少傾向にあります。



介護予防給付費は、介護予防サービス（介護予防支援を除く）は減少傾向、地域密着型サービスは増加傾向にあります。

なお、平成 29 年度からは、総合事業の開始に伴い、介護予防訪問介護と介護予防通所介護は、予防給付サービスから地域支援事業に移行します。





◆介護給付（介護サービス）◆

	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
	給付費(円)	対前年比 伸び率	給付費(円)	対前年比 伸び率	給付費(円)	対前年比 伸び率
居宅サービス計	376,638,366	6.3%	411,071,694	9.1%	424,085,938	3.2%
訪問介護	81,443,331	11.6%	96,478,404	18.5%	103,956,844	7.8%
訪問入浴介護	5,961,798	2.9%	9,161,964	53.7%	7,884,936	-13.9%
訪問看護	23,491,908	4.4%	25,768,252	9.7%	22,487,016	-12.7%
訪問リハビリ	2,289,294	8.2%	1,755,774	-23.3%	1,392,255	-20.7%
居宅療養管理指導	1,941,480	15.3%	1,870,121	-3.7%	1,814,969	-2.9%
通所介護	127,087,614	11.2%	144,653,251	13.8%	150,620,011	4.1%
通所リハビリ	38,845,341	5.9%	34,050,171	-12.3%	34,664,544	1.8%
短期入所生活介護	63,629,685	-8.9%	59,269,250	-6.9%	62,421,158	5.3%
短期入所療養介護	974,511	304.0%	545,706	-44.0%	500,526	-8.3%
福祉用具貸与	21,202,857	21.2%	21,180,118	-0.1%	22,768,070	7.5%
特定福祉用具購入費	1,033,955	-0.5%	776,877	-24.9%	1,069,391	37.7%
住宅改修費	166,243	-91.5%	826,458	397.1%	923,861	11.8%
特定施設入所者生活介護	8,570,349	9.5%	14,735,348	71.9%	13,582,357	-7.8%
地域密着型サービス計	272,292,003	9.6%	277,073,309	1.8%	319,263,848	15.2%
認知症対応型通所介護	1,261,746	0.0%	3,120,705	147.3%	7,536,312	141.5%
小規模多機能型居宅介護	37,712,781	-0.9%	34,396,599	-8.8%	44,849,506	30.4%
認知症対応型共同生活介護	208,365,507	-0.9%	200,586,068	-3.7%	209,905,465	4.6%
介護老人福祉施設入所者 生活介護	24,951,969	—	38,969,937	56.2%	51,455,079	32.0%
通所介護(小規模)	0	—	0	—	5,517,486	—
施設サービス計	293,545,288	-5.5%	283,462,194	-3.4%	257,546,462	-9.1%
介護老人福祉施設	171,019,899	-6.7%	167,469,996	-2.1%	158,167,391	-5.6%
介護老人保健施設	43,946,263	24.2%	41,418,405	-5.8%	45,767,925	10.5%
介護療養型医療施設	78,579,126	-14.5%	74,573,793	-5.1%	53,611,146	-28.1%
居宅介護支援	43,366,360	3.4%	48,692,951	12.3%	51,211,300	5.2%
介護給付費計(I)	985,842,017	3.2%	1,020,300,148	3.5%	1,052,107,548	3.1%

◆ 予防給付（介護予防サービス） ◆

	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
	給付費(円)	対前年比 伸び率	給付費(円)	対前年比 伸び率	給付費(円)	対前年比 伸び率
介護予防サービス計	28,815,875	5.2%	23,843,421	-17.3%	22,716,168	-4.7%
介護予防訪問介護	2,387,853	34.0%	1,362,888	-42.9%	1,253,837	-8.0%
介護予防訪問入浴介護	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
介護予防訪問看護	654,426	119.9%	561,330	-14.2%	805,770	43.5%
介護予防訪問リハビリ	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
介護予防居宅療養管理指導	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
介護予防通所介護	20,287,422	-0.3%	17,120,101	-15.6%	16,236,892	-5.2%
介護予防通所リハビリ	4,055,940	19.3%	3,180,753	-21.6%	2,603,133	-18.2%
介護予防短期入所生活介護	301,104	36.5%	340,596	13.1%	189,390	-44.4%
介護予防短期入所療養介護	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
介護予防福祉用具貸与	524,484	67.9%	547,578	4.4%	494,730	-9.7%
特定介護予防福祉用具購入費	27,882	-87.9%	31,946	14.6%	133,940	319.3%
介護予防住宅改修費	514,682	-35.2%	681,795	32.5%	998,476	46.4%
介護予防特定施設入居者生活介護	62,082	-	16,434	-73.5%	0	-100.0%
地域密着型介護予防サービス計	3,483,270	7.6%	5,620,185	61.3%	6,226,443	10.8%
予防小規模多機能型居宅介護	3,483,270	7.6%	5,620,185	61.3%	6,226,443	10.8%
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
介護予防支援	3,539,940	7.6%	3,536,420	-0.1%	3,141,000	-11.2%
予防給付費計(Ⅱ)	35,839,085	6.2%	33,000,026	-7.9%	32,083,611	-2.8%



### 3. 各サービスの現状と見込み

平成 18 年度から要介護者への介護給付サービスと要支援者への介護予防サービスに区分されています。見込量の算定にあたっては、これまでの利用実績、平成 28 年度に実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の結果及び今後の認定者数の見込み等を基にサービス受給者数を推計した上で、サービス種類ごとの推計を行いました。

#### (1) 居宅サービス

高齢者が住み慣れた地域の生活を続けられるという目標からも、居宅サービスは非常に重要なサービスになります。

##### ① 訪問介護

###### 【サービス概要】

訪問介護員等が自宅を訪問して、入浴・排せつ・食事等の身体介護や、その他の日常生活上の必要な援助を行うサービスです。

なお、介護予防訪問介護については、平成 29 年 4 月より介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスに移行しました。

###### 【現状】

町内に 7 か所事業所がありますが、町外事業所の利用も増えてきています。有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅への入居者が急増し、需要が増加しているとともに、独居、認知症高齢者に対する一月あたりの利用回数も増えているため、第 6 期計画の推計値を上回っています。

###### 【今後の方策】

今後も要介護認定者、独居高齢者の増加に伴い、需要が増加していくものと思われ、適切な供給量の確保に努めます。なお、サービス提供事業所は十分に供給量を確保できる状況にあります。

##### ② 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

###### 【サービス概要】

自宅での浴槽入浴が難しく、通所系サービスも利用できない方に対し、自宅を移動入浴車で訪問し、特殊浴槽を使用して入浴の介助を行うサービスです。

###### 【現状】

町内には事業所がないため、町外の事業所を利用しています。重度要介護者が利用されていますが、利用者数はやや減少傾向にあり、第 6 期計画の推計値を下回りました。

###### 【今後の方策】

急増は見込まれず、需要量は確保できる状況にあり、引き続き適正な利用推進に努めます。

##### ③ 訪問看護・介護予防訪問看護

###### 【サービス概要】

看護師等が自宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。

###### 【現状】

町内の事業所は休止中のため、町外事業所を利用しています。利用者数はほぼ横ばいで、第 6 期の推計値を下回りました。

###### 【今後の方策】

病床の再編に伴い、重度要介護者が在宅サービスに移行する可能性があることから、ゆるやかに増加を見込み、適正な供給量の確保に努めます。サービス提供事業所は十分に供給量を確保できる状況にあります。

#### ④ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

##### 【サービス概要】

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が自宅を訪問して、主治医と連携をとりながら心身の維持や回復のために必要なリハビリテーションを行うサービスです。

##### 【現状】

町内に事業所はありませんが、町外事業所を利用しています。利用者数は減少しており、第6期は計画値を下回りました。

##### 【今後の方策】

利用者数は横ばいで見込みました。退院・退所から在宅復帰には重要なサービスと考えられることから、適正な利用推進に努めます。

#### ⑤ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

##### 【サービス概要】

かかりつけ医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が自宅を訪問して療養上の管理や指導を行うサービスです。

##### 【現状】

町外の医師等が訪問指導しています。利用者数はやや増加傾向で第6期計画の推計値どおりです。

##### 【今後の方策】

在宅生活継続のためには重要なサービスと考えられることから、適正な量の提供に努めます。

#### ⑥ 通所介護

##### 【サービス概要】

通所介護施設等に通り、他の利用者と一緒に食事、入浴の提供や、日常生活活動動作訓練、レクリエーションなどを行うサービスです。なお、平成28年4月から定員18人以下の小規模の通所介護事業所が地域密着型サービスに移行し、平成29年4月から介護予防通所介護サービスが介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスに移行しました。

##### 【現状】

町内には4か所の事業所がありますが、町外事業所の利用者も増えていきます。制度発足以来、需要が高いサービスで、利用者数及び利用回数が増えてきています。

##### 【今後の方策】

要介護認定者の増加に伴い今後も利用者数は増加していくものと見込み、推計しました。新規事業所の開設状況を確認しながら、適正な供給量の確保に努めます。

#### ⑦ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

##### 【サービス概要】

介護施設、医療機関等に通り、食事・入浴などの日常生活上の支援や、理学療法士や作業療法士によるリハビリテーションを行うサービスです。

##### 【現状】

町内には事業所がないため、町外の事業所を利用しています。利用者はほぼ横ばいで、第6期計画の推計値を下回っています。

##### 【今後の方策】

今後も状況を確認しながら、適正な供給量の確保に努めます。

## ⑧ 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

### 【サービス概要】

介護老人福祉施設等に短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などを行うサービスです。

### 【現状】

町内には1か所事業所がありますが、町外事業所を利用されている方もいます。有料老人ホーム等が増加し、長期で入所できる施設を希望している方が増えてきていることと、特別養護老人ホームの整備に伴うベット数の減少により、利用者数は減少しています。

### 【今後の方策】

在宅生活を続けるための重要なサービスですが、長期施設入所希望者が増えている傾向を踏まえ、急激な上昇はなく、横ばいで見込んでいます。

## ⑨ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（老健、病院等）

### 【サービス概要】

介護老人保健施設や介護療養型医療施設に短期間入所して、医療管理のもとで日常生活上の支援や機能訓練などを行うサービスです。

### 【現状】

町内に施設はなく町外施設を利用しています。毎月の利用はなく、利用者数、日数も毎年度ごくわずかなことから、需要の少ないサービスです。

### 【今後の方策】

利用実績がほとんどないことから、サービス量は見込みません。

## ⑩ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

### 【サービス概要】

日常生活の自立を助ける用具や機能訓練に用いる福祉用具を貸し出すサービスです。

### 【現状】

町内に事業所はなく、町外の事業所を利用しています。要支援・要介護者全般にわたり利用されており、年々利用者数、給付費共に増加してきていますが、第6期計画の推計値は下回っています。

### 【今後の方策】

認定者数の増加に伴い、利用者数は引き続き増えていくことが予測されることから、増加を見込んでいます。

## ⑪ 特定福祉用具購入・特定介護予防福祉用具購入

### 【サービス概要】

福祉用具の貸与になじまない、特定の福祉用具購入費の一部を支給します。

### 【現状】

利用者の状態などにより提供されるサービスで、利用人数は横ばいです。

### 【今後の方策】

過去の実績を踏まえて、今後も横ばいと推計し、適正に利用されるよう、サービス内容の周知や情報の収集に努めます。

## ⑫ 住宅改修・介護予防住宅改修

### 【サービス概要】

自宅の生活環境の改善を目的とする、手すりの取り付けや段差解消等に係る費用の一部を支給します。

### 【現状】

利用者の状態などにより提供されるサービスで、利用人数は横ばいです。

### 【今後の方策】

過去の実績を踏まえて、今後も横ばいと推計し、適正に利用されるよう、サービス内容の周知や情報の収集に努めます。

## ⑬ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

### 【サービス概要】

有料老人ホーム等において、特定施設サービス計画に基づき、日常生活上の支援や機能訓練などを行うサービスです。

### 【現状】

町内に1か所事業所がありますが、町外の事業所利用者もいます。利用者数はほぼ横ばいで推移しています。

### 【今後の方策】

過去の実績を踏まえて、今後もほぼ横ばいと推計し、施設整備状況を確認しながら、適正なサービス提供に努めます。

## (2) 地域密着型サービス

地域密着型サービスは、高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた地域で生活を継続できるようにするためのサービスで、平成18年度より創設され、市町村が事業者を指定、指導することとなっています。

### ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

#### 【サービス概要】

重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスです。

#### 【現状と今後の方策】

町内に事業所はなく、利用実績はありません。第7期も整備予定はありません。

### ② 夜間対応型訪問介護

#### 【サービス概要】

夜間を含め24時間安心して生活できるように、夜間の定期巡回訪問や通報による訪問介護を行うサービスです。

#### 【現状と今後の方策】

人口規模が20万人から30万人規模の都市を想定したサービスであることから、本町においては整備を見込みません。

### ③ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

#### 【サービス概要】

通所介護施設等に通い、他の利用者と一緒に食事、入浴などの日常生活上の支援を行うサービスです。利用者は認知症の方とし、専門的なケアが行われます。

#### 【現状と今後の方策】

町内には1か所事業所があり、認知症高齢者の増加とともに、利用者数が増えてきています。今後も利用者数は増えると思われます。

### ④ 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

#### 【サービス概要】

登録した利用者を対象に、「通い」を中心として、利用者の状況や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせて行う多機能なサービスです。

#### 【現状と今後の方策】

町内には1か所事業所があります。制度改正により登録定員が25人から29人に変更されたことに伴い、平成27、28年度は利用実績が伸びましたが、平成29年度は減少傾向にあり、給付費もやや減少してきています。

しかし、今後独居高齢者等が増加することや働き盛りの介護離職の防止等に効果的で、居宅での生活を継続するために重要なサービスの1つと考えられ、第7期において整備を検討し、小規模多機能型居宅介護の充足を目指します。

### ⑤ 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

#### 【サービス概要】

少人数で共同生活をする認知症の方に、日常生活上の支援を行うサービスです。

#### 【現状および今後の方策】

町内には5事業所あり、需要が多いサービスですが、全ての事業所が満床の状態になることはなく、第6期は推計値を下回っています。しかし、今後認知症高齢者数は増えていくことが予想されることから、待機者状況の分析により、増床等を検討していきます。

### ⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護

#### 【サービス概要】

有料老人ホーム等施設において、サービス計画に基づき、日常生活上の支援や機能訓練などを行います。入居定員が29人以下で運営されるものです。

#### 【今後の方策】

既存のサービスを利用することで対応できると考え、第7期において整備予定はありません。

### ⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

#### 【サービス概要】

常時介護が必要で、居宅での介護が困難な方に対し、生活全般の介助を行う施設で、入居定員が29人以下で運営されるものです。

#### 【現状および今後の方策】

平成29年4月から、一部ユニット型介護老人福祉施設が施設サービスに移行したことにより、町の指定を廃止しました。よって、平成29年4月からの利用者、給付費はなくなり、第7期も施設整備は見込みません。

## ⑧ 看護小規模多機能型居宅介護

### 【サービス概要】

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、一体的に提供するサービスです。平成 27 年度に従来の複合型サービスから名称が変更されました。

### 【現状と今後の方策】

新たに創設されたサービスですが、第 6 期期計画期間内で整備されなかったため利用はありません。既存サービスを利用をすることで対応できると考え、第 7 期において整備予定はありません。

## ⑨ 地域密着型通所介護

### 【サービス概要】

平成 28 年 4 月から通所介護のうち定員 18 人以下の小規模な事業所については地域密着型サービスに位置付けられました。通所介護と同様、食事・入浴等の介護や機能訓練等を行うサービスです。

### 【現状と今後の方策】

町内に事業所が 1 か所ありましたが、平成 29 年 3 月 1 日をもって廃止となりました。現在、町外事業所 3 か所を指定しており、経過措置で 5 人の方が引き続き利用されています。需要等をみながら今後整備を検討していきます。

## (3) 施設サービス

### ① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

#### 【サービス概要】

寝たきりや認知症のため常時介護を必要とする高齢者で、自宅での生活が困難な方に、生活全般の介護を行う施設です。新規入所は原則要介護 3 以上の人が対象です。

#### 【現状と今後の方策】

町内に 1 か所整備されておりますが、町外の施設を利用している方もいます。平成 29 年度より町内の一部ユニット型施設が地域密着型サービスから広域型施設に移行したことで、利用者数が増えてきています。

施設サービスを希望する方が多く、待機者数も多いため、利用者数が若干増えることを見込み、推計しています。

### ② 介護老人保健施設（老人保健施設）

#### 【サービス概要】

病状が安定期にあり、医学的管理のもとでリハビリテーション等を必要とする高齢者に対して、在宅復帰を目指して、医療ケアと生活サービスを一体的に提供する施設です。

#### 【現状と今後の方策】

町内には施設がなく、町外の施設を利用しており、利用者は若干増えてきています。今後も利用者は若干増えることを見込み、推計しています。



### ③ 介護療養型医療施設（療養病床等）

#### 【サービス概要】

急性期の治療が終わり、病状が安定期にある高齢者に対して、引き続き療養上の管理、看護、医学的管理下での介護、リハビリテーション等を提供する施設です。介護療養型医療施設は平成 29 年度末で廃止される予定でしたが、介護医療院への転換のため 6 年間延長され、平成 35 年度末に廃止される予定です。

#### 【現状及び今後の方策】

町内には施設がなく、町外の施設を利用していますが、利用者数および給付費が大幅に減ってきています。介護医療院への転換を見込み、さらに減少する見込みで推計しました。

### ④ 介護医療院

#### 【サービス概要】

今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設です。

#### 【今後の方策】

今後介護療養型医療施設がどのように転換していくか未定ですが、転換分を見込み推計しました。

## （４）居宅介護支援・介護予防支援

#### 【サービス概要】

介護支援専門員が利用者本人や家族の意向を聞き、効果的にサービスを利用できるよう計画を作成するサービスです。なお、介護予防支援については、平成 29 年 4 月より一部が介護予防・日常生活支援総合事業に移行しました。

#### 【現状】

町内に 5 か所事業所がありますが、町外の事業所利用者も増えてきています。認定者の増加に伴い、サービス利用者数も増加しています。

#### 【今後の方策】

要介護者の心身の状況や環境を把握し、本人や家族の意向が組み入れられたケアプランが作成されているかの評価に努めます。認定者数の増加に伴い、引き続き利用者の増加を見込んでいます。

## 4. 介護保険サービス給付費の推計

### ◆介護予防サービス量・給付費の推計◆

(単位：千円・回・人)

		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
<b>(1) 介護予防サービス</b>						
介護予防訪問介護	給付費	76				
	人数	1				
介護予防訪問入浴介護	給付費	0	0	0	0	0
	回数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	給付費	370	537	537	537	537
	回数	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5
	人数	1	1	1	1	1
介護予防訪問リハビリテーション	給付費	0	0	0	0	0
	回数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	給付費	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0
介護予防通所介護	給付費	1,236				
	人数	3				
介護予防通所リハビリテーション	給付費	2,688	2,578	2,579	2,579	2,579
	人数	6	6	6	6	6
介護予防短期入所生活介護	給付費	335	275	275	275	275
	日数	18.7	4.0	4.0	4.0	4.0
	人数	2	1	1	1	1
介護予防短期入所療養介護(老健)	給付費	0	0	0	0	0
	日数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	給付費	0	0	0	0	0
	日数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	給付費	500	480	528	528	719
	人数	9	11	12	12	16
特定介護予防福祉用具購入費	給付費	130	189	189	189	189
	人数	0	1	1	1	1
介護予防住宅改修	給付費	1,311	1,356	1,356	1,356	1,356
	人数	1	1	1	1	1
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0
<b>(2) 地域密着型介護予防サービス</b>						
介護予防認知症対応型通所介護	給付費	0	0	0	0	0
	回数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費	6,539	5,289	5,879	7,253	9,214
	人数	7	7	8	9	11
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0
<b>(3) 介護予防支援</b>						
	給付費	959	943	944	944	734
	人数	14	18	18	18	14
<b>合計</b>		<b>給付費</b>	<b>14,144</b>	<b>11,647</b>	<b>12,287</b>	<b>13,661</b>
						<b>15,603</b>

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

## ◆介護サービス量・給付費の推計◆

(単位：千円・回・人)

		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
<b>(1) 居宅サービス</b>						
訪問介護	給付費	123,762	131,829	138,476	144,642	173,218
	回数	3,381.0	3,728.4	3,937.2	4,108.5	4,879.4
	人数	94	109	114	120	142
訪問入浴介護	給付費	7,197	8,593	8,581	9,681	10,726
	回数	51	62.7	62.5	70.6	78.2
	人数	13	17	18	19	27
訪問看護	給付費	30,269	32,704	36,014	39,126	47,496
	回数	505.0	505.8	555.9	605.3	723.9
	人数	51	53	58	63	86
訪問リハビリテーション	給付費	1,347	1,473	1,474	1,474	1,474
	回数	44.3	44.3	44.3	44.3	44.3
	人数	4	4	4	4	4
居宅療養管理指導	給付費	2,229	3,139	3,209	3,277	3,637
	人数	33	40	41	42	46
通所介護	給付費	161,218	167,930	177,155	183,158	224,847
	回数	1,569.0	1,701.8	1,785.3	1,845.7	2,206.1
	人数	184	193	199	208	244
通所リハビリテーション	給付費	40,815	43,157	45,702	46,362	52,887
	回数	327.1	362.4	379.2	387.4	435.9
	人数	41	42	44	45	51
短期入所生活介護	給付費	44,638	50,023	54,199	55,062	71,026
	日数	350.9	525.4	570.0	578.0	741.4
	人数	37	46	50	53	65
短期入所療養介護 (老健)	給付費	0	0	0	0	0
	日数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0	0
短期入所療養介護 (病院等)	給付費	309	0	0	0	0
	日数	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	1	0	0	0	0
福祉用具貸与	給付費	24,958	26,438	27,964	29,569	37,156
	人数	158	167	177	186	230
特定福祉用具購入費	給付費	663	1,073	1,073	1,073	1,073
	人数	1	2	2	2	2
住宅改修費	給付費	1,717	2,160	2,160	2,160	2,160
	人数	1	1	1	1	1
特定施設入居者生活介護	給付費	13,722	15,455	17,817	20,172	21,172
	人数	6	7	8	9	10

※給付費は年間累計の金額、回（日）数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度	
<b>(2) 地域密着型サービス</b>							
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	給付費	0	0	0	0	0	
	人数	0	0	0	0	0	
夜間対応型訪問介護	給付費	0	0	0	0	0	
	人数	0	0	0	0	0	
認知症対応型通所介護	給付費	12,292	14,788	15,808	16,821	21,887	
	回数	136.0	136.0	144.5	160.0	195.5	
	人数	19	20	21	23	27	
小規模多機能型居宅介 護	給付費	36,892	38,319	41,673	65,107	68,804	
	人数	18	20	21	34	36	
認知症対応型共同生活 介護	給付費	216,690	218,623	219,017	219,017	229,542	
	人数	74	77	77	77	81	
地域密着型特定施設入 居者生活介護	給付費	0	0	0	0	0	
	人数	0	0	0	0	0	
地域密着型介護老人福 祉施設入所者生活介護	給付費	4,399	0	0	0	0	
	人数	1	0	0	0	0	
看護小規模多機能型居 宅介護	給付費	0	0	0	0	0	
	人数	0	0	0	0	0	
地域密着型通所介護	給付費	3,298	3,968	3,970	3,970	6,188	
	回数	44.4	44.4	44.4	44.4	65.3	
	人数	6	6	6	6	9	
<b>(3) 施設サービス</b>							
介護老人福祉施設	給付費	220,427	226,138	232,733	232,733	230,425	
	人数	74	76	78	78	78	
介護老人保健施設	給付費	63,799	63,464	66,763	70,221	74,521	
	人数	20	20	21	22	24	
介護医療院 (平成 37 年度は介護療養型医 療施設を含む)	給付費		0	0	19,876	19,876	
	人数		0	0	5	5	
介護療養型医療施設	給付費	39,144	42,462	41,870	21,730		
	人数	11	11	10	5		
<b>(4) 居宅介護支援</b>							
		給付費	52,856	58,376	60,249	63,266	74,191
		人数	311	337	348	365	427
<b>合計</b>		給付費	1,102,641	1,150,112	1,195,907	1,248,497	1,372,306

※給付費は年間累計の金額、回（日）数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。



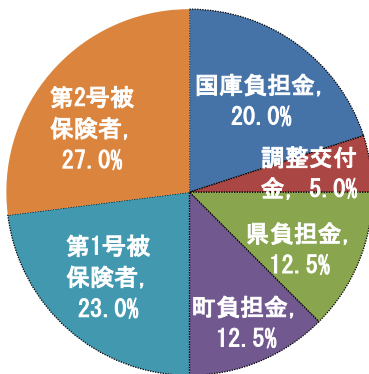
# 第6章 介護保険料の設定

## 1. 費用負担の仕組み

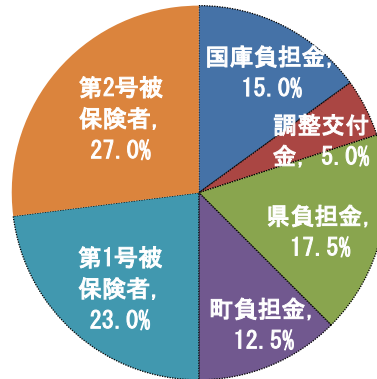
### (1) 給付費の財源構成

介護保険サービスに係る費用は利用者負担を除いた給付費の2分の1を公費で賄い、残りの半分を保険料財源で賄います。また、保険料は第1号被保険者（町に住所を有する65歳以上の者）と第2号被保険者（町に住所を有する40歳以上65歳未満の者）の平均的な1人あたりの保険料がほぼ同じ水準になるよう、それぞれの負担割合が定められています。公費分を除く給付費（給付費総額の2分の1にあたる）を、第1号被保険者と第2号被保険者の総人数比で按分するという考え方が基本となっています。第6期は第1号被保険者の負担割合が22.0%、第2号被保険者が28.0%でしたが、第7期は第1号被保険者の負担割合が23.0%、第2号被保険者は27.0%となります。

【居宅サービス】



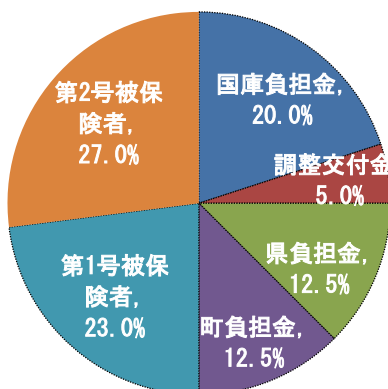
【施設等サービス】



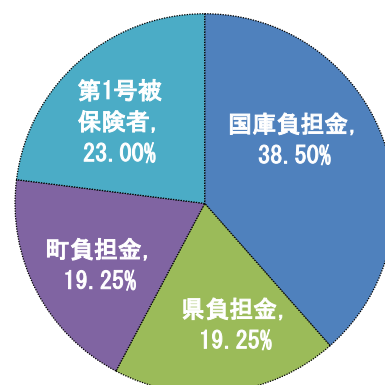
### (2) 地域支援事業費の財源構成

地域支援事業費の財源構成は次のとおりです。第7期は第1号被保険者の負担割合が23.0%、第2号被保険者は27.0%となります。

【介護予防・日常生活支援総合事業】



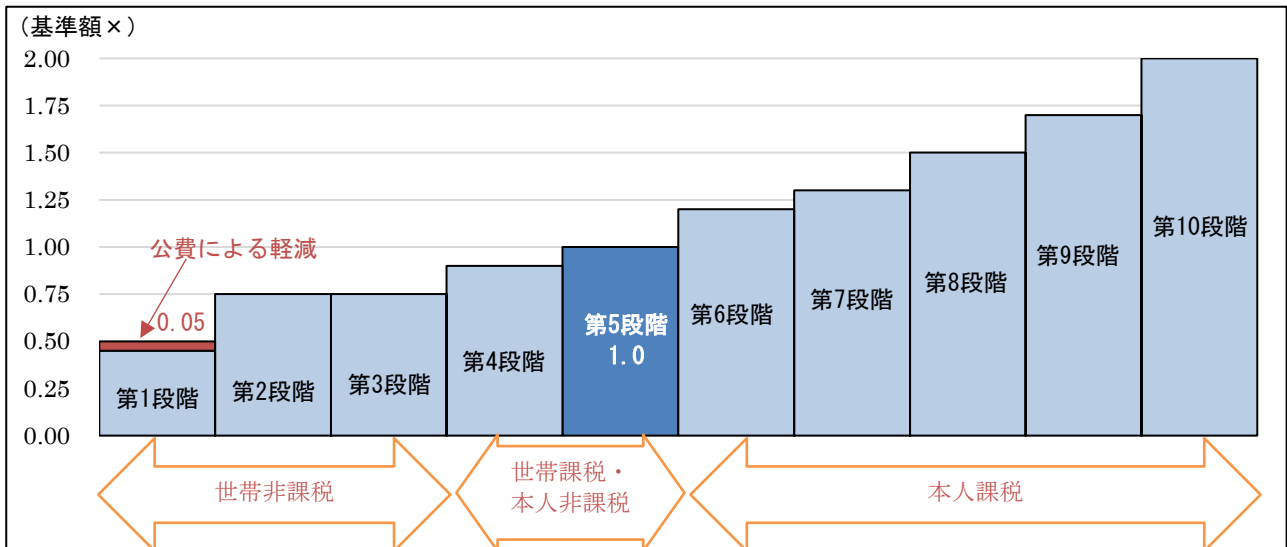
【包括的支援事業・任意事業】



## 2. 第1号被保険者保険料の段階設定

第1号保険料については、低所得者に対する保険料の軽減など負担能力をきめ細かく反映した保険料を目的として、標準の9段階から町では所得により10段階に保険料率を設定します。

### ◆所得に応じて10段階の設定◆



## 3. 第7期計画期間の費用負担に関する主な制度改正

### (1) 現役並みの所得がある者の利用者負担割合の皆直し【平成30年8月施行】

介護保険制度の持続可能性を高めるため、世代内・世代間の負担の公平や負担能力に応じた負担を求める観点から、現役並みの所得を有する者の負担割合を2割から3割に引き上げ。

(具体的な基準)

3割負担の具体的な基準は、医療保険における「現役並み所得者」の基準である「課税所得145万円」を、介護保険の負担割合の基準で既に用いられている指標に換算し、以下の基準の両方を満たしている場合とする。

【基準ア】合計所得金額 220万円以上

【基準イ】年金収入+その他の合計所得金額 340万円以上(※)

※世帯内に2人以上の第1号被保険者がいる場合は463万円以上

### (2) 調整交付金の見直し

#### ・調整交付金(給付費の約5%)

「第1号被保険者に占める後期高齢者の加入割合の違い」及び「第1号被保険者の所得段階別加入割合の差」といった、保険者の責めによらない要因により生じる第1号保険料の水準格差を全国ベースで平準化するために交付。

#### ・年齢区分の細分化

今後、2025年にかけて全国的に75歳以上人口が急増し、第1号被保険者に占める後期高齢者の割合も全国的に高くなると予測されており、後期高齢者加入割合のばらつきは縮小傾向となることが見込まれることから、調整交付金における年齢区分について、

【現行】65～74歳/75歳以上→【変更後】65～74歳/75～84歳/85歳以上に細分化。特に年齢が高い高齢者が多い市町村に対して更に重点的に配分。

## 4. 保険料基準額

試算の結果、第7期における保険料基準額(月額)は、6,700円となります。算出した結果は次のとおりです。

### ◆介護保険料の算定◆

(単位：円)

	第7期計画期間			
	合計	平成30年度	平成31年度	平成32年度
標準給付費見込額(A)	3,911,354,088	1,239,097,320	1,300,877,199	1,371,379,569
総給付費(一定以上所得者負担の調整後)	3,675,059,088	1,161,332,320	1,222,012,199	1,291,714,569
総給付費	3,632,111,000	1,161,759,000	1,208,194,000	1,262,158,000
一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額	1,842,032	426,680	680,129	735,223
消費税率等の見直しを勘案した影響額	44,790,120	0	14,498,328	30,291,792
特定入所者介護サービス費等給付額(資産等勘案調整後)	141,900,000	46,900,000	47,400,000	47,600,000
特定入所者介護サービス費等給付額	141,900,000	46,900,000	47,400,000	47,600,000
補足給付の見直しに伴う財政影響額	0	0	0	0
高額介護サービス費等給付額	81,000,000	26,500,000	27,000,000	27,500,000
高額医療合算介護サービス費等給付額	10,200,000	3,300,000	3,400,000	3,500,000
算定対象審査支払手数料	3,195,000	1,065,000	1,065,000	1,065,000
審査支払手数料一件あたり単価		71	71	71
審査支払手数料支払件数	45,000	15,000	15,000	15,000
審査支払手数料差引額(K)	0	0	0	0
地域支援事業費(B)	183,500,000	59,500,000	61,000,000	63,000,000
介護予防・日常生活支援総合事業費	108,000,000	35,000,000	36,000,000	37,000,000
包括的支援事業・任意事業費	75,500,000	24,500,000	25,000,000	26,000,000
第1号被保険者負担分相当額(D)	941,816,440	298,677,384	313,231,756	329,907,301
調整交付金相当額(E)	200,967,704	63,704,866	66,843,860	70,418,978
調整交付金見込額(I)	194,719,000	65,489,000	64,304,000	64,926,000
調整交付金見込交付割合(H)		5.14%	4.81%	4.61%
後期高齢者加入割合補正係数(F)		1.0493	1.0644	1.0734
後期高齢者加入割合補正係数(2区分)		1.0533	1.0703	1.0802
後期高齢者加入割合補正係数(3区分)		1.0453	1.0584	1.0666
所得段階別加入割合補正係数(G)		0.9473	0.9473	0.9473
準備基金取崩額	14,000,000			
保険料収納必要額(L)	934,065,145			
予定保険料収納率	97.00%			
弾力化をした場合の所得段階別加入割合補正後被保険者数	11,977	3,902	3,994	4,081
保険料基準額(月額)				6,700
保険料基準額(年額)				80,400

第7期の介護保険料は、第6期に引き続き10段階の保険料設定とします。平成27年度から低所得者の保険料に対し、公費（国、県、町）を投入し、基準額に乗じる割合を引き下げています。第1段階の負担割合は、0.50→0.45に軽減され（※1）、さらに、平成31年10月から消費税増税に伴い、第2段階、第3段階の保険料軽減の強化が図られる予定です。

区分			所得の状況	基準額に対する割合	月額	年額
第1段階	本人が町民税非課税	世帯非課税	生活保護、老齢福祉年金受給、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.50 (0.45) <sup>※1</sup>	3,350円 (3,015円)	40,200円 (36,180円)
第2段階			本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	0.75	5,025円	60,300円
第3段階			本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える	0.75	5,025円	60,300円
第4段階		世帯課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.90	6,030円	72,360円
第5段階			本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える	1.00	6,700円	80,400円
第6段階	本人が町民税課税		本人の合計所得金額が120万円未満	1.20	8,040円	96,480円
第7段階			本人の合計所得金額が120万円以上200万円未満	1.30	8,710円	104,520円
第8段階			本人の合計所得金額が200万円以上300万円未満	1.50	10,050円	120,600円
第9段階			本人の合計所得金額が300万円以上400万円未満	1.70	11,390円	136,680円
第10段階			本人の合計所得金額が400万円以上	2.00	13,400円	160,800円

【参考 各計画期間との比較】

	第1期計画 (12～14年)	第2期計画 (15～17年)	第3期計画 (18～20年)	第4期計画 (21～23年)	第5期計画 (24～26年)	第6期計画 (27～29年)	第7期計画 (30～32年)
基準額 (年額)	40,608円	50,220円	52,320円	54,000円	57,600円	82,800円	80,400円
第1期比	—	23.67%↑	28.84%↑	32.98%↑	41.84%↑	103.9%↑	97.99%↑
第2期比	—	—	4.18%↑	7.53%↑	14.70%↑	64.87%↑	60.10%↑
第3期比	—	—	—	3.21%↑	10.09%↑	58.26%↑	53.67%↑
第4期比	—	—	—	—	6.67%↑	53.33%↑	48.89%↑
第5期比	—	—	—	—	—	43.75%↑	39.58%↑
第6期比	—	—	—	—	—	—	2.899%↓

※ 第9期(平成37年)月額介護保険料(基準額)推計予測 7,121円



## 5. 負担軽減措置

### ①高額介護(予防)サービス費、高額介護予防サービス費等相当事業費

世帯が1ヶ月に受けた介護サービスの利用者負担の合計額が、所得に応じた限度額を超えた場合には、申請して認められると「高額介護(予防)サービス費」「高額介護予防サービス費等相当事業費」として、超えた額があとから支給されます。

### ②高額医療・介護合算制度

医療保険には「高額療養費」、介護保険には「高額介護サービス費」という費用負担の軽減制度がありますが、両者を合わせると負担が高額になってしまうケースが多いため、平成20年4月より「高額医療・高額介護合算制度」が設けられました。

医療保険と介護保険の自己負担を合算して年間の限度額を超えた場合には、申請して認められると「高額医療合算介護サービス費」として、超えた額があとから支給されます。

### ③旧措置入所者の経過措置

介護保険制度の施行前から介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所していた方（旧措置入所者）は、利用者負担が従前の費用徴収額を上回らないように所得に応じて軽減措置がとられていました。この措置については平成22年3月31日までとされていましたが、依然として継続入所されている方が多く、軽減措置がなくなると急激な負担増につながるため、この経過措置については当分の間延長されることとなっています。

### ④社会福祉法人による利用者負担軽減制度

町民税世帯非課税者で一定の要件を満たす方が、社会福祉法人が提供する介護サービスを利用した場合の個人負担分の4分の1が軽減されます。

### ⑤食費・居住費の負担限度額設定

介護保険施設と短期入所を利用した場合の食費及び居住費について、所得に応じて負担額の上限を定め、負担が過重にならないようになっています。

# 資料編

---

## 階上町附属機関に関する条例 【抜粋】

(平成 22 年 3 月 12 日条例第 2 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、法律その他別に定めがあるもののほか、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく附属機関のうち、条例で設置する町長その他の執行機関の附属機関について、その設置、名称、担任する事項及び委員の構成等に関し必要な事項を定めるものとする。

[地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項]

(附属機関の組織等)

第 2 条 町長その他の執行機関に別表に掲げる附属機関を設置し、当該附属機関において担任する事項、組織、委員の構成等、定数、任期等は、別表の当該各欄に掲げるとおりとする。

[別表]

(附属機関の長等)

第 3 条 会長、委員長又は本部長(以下「会長等」という。)及び副会長、副委員長又は副本部長(以下「副会長等」という。)は、別表の会長等及び副会長等の選任方法欄に掲げる選任方法により選任する。

[別表]

2 会長等は、当該附属機関の事務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 副会長等は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき、又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長等及び副会長等とともに事故があるとき、若しくはともに欠けたとき、又は副会長等を置かない附属機関において当該附属機関の会長等に事故があるとき若しくは欠けたときは、会長等があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(任命)

第 4 条 委員は、別表の委員の構成等の欄に掲げる者のうちから町長その他の執行機関が任命又は委嘱する。

[別表]

2 委員等に欠員を生じた場合の補欠の委員等の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 5 条 附属機関の会議は、必要に応じて会長等が招集する。ただし、附属機関設置後最初の会議又は会長等及び副会長等が不在の場合その他特別の場合の会議は、必要に応じて当該附属機関が属する町長その他の執行機関が招集する。

2 会長等は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料提出の要求等)

第 6 条 会長等は、必要があるときは、関係者に対し説明その他必要な協力を求めることができる。

(臨時委員等の設置)

資料編

資料1：階上町附属機関に関する条例

第7条 附属機関に、特別の事項の審議、専門事項についての調査、検査及び資料の収集又は助言等のため必要があるときは、臨時委員、専門委員又はアドバイザー（以下「臨時委員等」という。）を置くことができる。

2 前項の臨時委員等は、当該附属機関の属する執行機関が任命する。

（守秘義務）

第8条 委員及び臨時委員等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が規則で定める。

附 則【抜粋】

（施行期日）

第1条 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

別表(第2条、第3条、第4条関係)【抜粋】

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事項	組織	委員の構成等	定数	任期	会長等及び副会長等の選任方法
町長	階上町介護保険推進委員会	町長の諮問に応じ、介護保険事業計画に關しての必要な調査及び審議	会長 委員	県の出先機関の職員 医療関係者 保健関係者 福祉関係者 被保険者の代表者 学識経験を有する者等	20名 以内	3 年	委員の互選

## 階上町介護保険推進委員名簿

任期：平成26年10月29日～平成29年10月28日

区 分	所 属	職名	氏 名
医療関係者	小松内科医院	院長	小 松 修
保健関係者	健康推進員		熊 谷 唱 子
福祉関係者	階上町社会福祉協議会	会長	松 橋 竹 子
	特別養護老人ホーム見心園	園長	坂 本 憲 子
	ほのぼの交流協力員		神 成 信 俊
学識経験者	階上町民生委員児童委員協議会	会長	十文字 倉 男
第1号被保険者			大 前 典 男
			阿 部 栄 子
第2号被保険者			中 田 純 子
			畑 中 誠 子

## 階上町介護保険推進委員名簿

任期：平成29年10月30日～平成32年10月29日

区 分	所 属	職名	氏 名
医療関係者	小松内科医院	院長	小 松 修
介護福祉関係者	階上町社会福祉協議会	会長	松 橋 竹 子
	特別養護老人ホーム見心園	園長	坂 本 憲 子
保健関係者	健康推進員		熊 谷 唱 子
地域福祉関係者	階上町民生委員児童委員協議会	会長	十文字 倉 男
	階上町区長会	会長	中 島 孝 一
	階上町連合婦人会	会長	濱 谷 三 枝 子
	ほのぼの交流協力員		川 浪 秀 一
第1号被保険者			成 田 北 士
第2号被保険者			工 藤 榮 子

審 議 経 過

●介護保険推進委員会

回	年月日	案 件
第1回	平成27年 5月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センター事業計画および報告について</li> <li>・地域密着型サービス事業所の指定更新について</li> <li>・階上町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について</li> </ul>
第2回	平成28年 5月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ケア会議について</li> <li>・地域包括支援センター事業計画および報告について</li> <li>・地域密着型サービス事業所の指定について</li> </ul>
第3回	平成28年 10月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第6期介護保険事業計画進捗状況について</li> </ul>
第4回	平成29年 5月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センター事業計画および報告について</li> <li>・地域密着型サービス事業の廃止について</li> </ul>
第5回	平成29年 10月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委嘱状交付、会長の選任について</li> <li>・第7期高齢者福祉・介護保険事業計画策定について</li> <li>・第6期介護給付費実績の推移</li> <li>・地域密着型サービス事業所の更新について</li> </ul>
第6回	平成30年 1月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第7期高齢者福祉・介護保険事業計画(案)について 計画の概要・高齢者を取り巻く現状 計画の基本方針・地域包括ケア体制の充実 日常生活圏域・サービス基盤整備</li> <li>・日常生活圏域ニーズ調査結果について</li> </ul>
第7回	平成30年 1月31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画(案)諮問及び審議</li> </ul>
第8回	平成30年 2月14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画(案)審議及び答申</li> </ul>

※第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画(案)について、平成30年1月29日から平成30年2月13日までパブリックコメントを実施しました。その結果、当該案に対するご意見等は寄せられませんでした。

## 資料編

## 資料4：階上町内介護保険関連事業所一覧

地域包括支援センター（指定介護予防支援事業所）	
階上町地域包括支援センター	階上町大字道仏字天当平 1-87 (0178-88-2115)
ランチ型総合相談窓口	
見心園在宅介護支援センター	階上町大字赤保内字道仏道添 21-12 (0178-88-3355)
階上町社会福祉協議会	階上町大字道仏字天当平 1-182 (0178-88-3067)
居宅介護支援事業所	
階上町社協指定居宅介護支援事業所	階上町大字道仏字天当平 1-182 (0178-88-3067)
見心園居宅介護支援事業所	階上町大字赤保内字道仏道添 21-12 (0178-88-3355)
臥牛苑居宅介護支援事業所	階上町大字角柄折字餅粟久保 4-1 (0178-88-1461)
居宅介護支援事業所かっこの森はしかみ	階上町蒼前西三丁目 9-153 (0178-80-1515)
居宅介護支援事業所ありがとうの家	階上町大字赤保内字柳沢 15-343 (0178-38-0085)



## 資料編

## 資料4：階上町内介護保険関連事業所一覧

訪問介護事業所	
階上町社協ヘルパーステーション	階上町大字道仏字天当平 1-182 (0178-88-3067)
ヘルパーステーションかずさ	階上町蒼前西六丁目 9-1276 サンパレス A-1-1 (0178-88-4650)
いちょうの郷ヘルパーステーション	階上町大字赤保内字柳沢 15-272 (0178-88-5660)
ヘルパーステーションかっこうの森	階上町蒼前西二丁目 9-988 (0178-80-1515)
ヘルパーセンターかっこうの森	階上町蒼前西三丁目 9-153 (0178-80-1515)
ヘルパーステーションありがとう	階上町大字赤保内字柳沢 15-343 (0178-38-0088)
ヘルパーステーションフォーリーフはしかみ	階上町大字道仏字耳ヶ吠 6-254 (0178-88-1292)

通所介護事業所	
見心園居宅サービスセンター	階上町大字赤保内字道仏道添 21-12 (0178-88-3355)
デイサービスセンター臥牛苑	階上町大字角柄折字餅粟久保 4-1 (0178-88-1461)
デイサービスセンターありがとう	階上町大字赤保内字柳沢 15-343 (0178-38-0088)
デイサービスセンターかっこうの森	階上町蒼前西三丁目 9-153 (0178-80-1515)

短期入所生活介護事業所	
見心園居宅サービスセンター	階上町大字赤保内字道仏道添 21-12 (0178-88-3355)

認知症対応型通所介護事業所	
見心園居宅サービスセンター	階上町大字赤保内字道仏道添 21-12 (0178-88-3355)

小規模多機能型居宅介護事業所	
小規模多機能型居宅介護事業所あすなろの里	階上町大字角柄折字志民久保 12-68 (0178-20-0188)

## 資料編

## 資料4：階上町内介護保険関連事業所一覧

認知症対応型共同生活介護事業所	
グループホームいちょうの郷	階上町大字赤保内字柳沢 15-269 (0178-80-1007)
グループホームかっこうの森	階上町蒼前西二丁目 9-988 (0178-80-1515)
グループホームはしかみ苑	階上町蒼前西七丁目 9-407 (0178-80-1818)
グループホームゆとり	階上町蒼前東六丁目 9-181 (0178-88-1920)
グループホームわらび苑	階上町大字角柄折字餅粟久保 4-1 (0178-88-1461)
特定施設入居者生活介護	
サービス付高齢者向け住宅 双松苑	階上町大字角柄折字餅粟久保 4-1 (0178-88-1461)
介護老人福祉施設	
特別養護老人ホーム 見心園	階上町大字赤保内字道仏道添 21-12 (0178-88-3355)

## 資料編

## 資料4：階上町内介護保険関連事業所一覧

有料老人ホーム	
有料老人ホーム かつこうの森	階上町蒼前西三丁目 9-1806 (0178-80-1515)
有料老人ホーム つばさ	階上町蒼前西六丁目 9-1930 (0178-88-5561)
有料老人ホーム いちょうの郷	階上町大字赤保内柳沢 15-272 (0178-88-5660)
有料老人ホーム そうぜん通り	階上町蒼前東六丁目 9-181 (0178-38-1442)
有料老人ホーム 佞々	階上町蒼前西六丁目 9-1279 (0178-88-5888)
有料老人ホーム ともなが草	階上町蒼前西六丁目 9-3218 (0178-88-2991)
有料老人ホーム フォーリーフ	階上町大字道仏字耳ヶ吠 30-34 (0178-20-8846)
有料老人ホーム おひさま	階上町蒼前西六丁目 9-3218 (0178-80-7668)
有料老人ホーム ありがとうの家	階上町大字赤保内字柳沢 15-343 (0178-38-0085)
有料老人ホーム ひだまり家	階上町蒼前西六丁目 9-1275 (0178-51-6157)

サービス付高齢者向け住宅	
サービス付高齢者向け住宅 かつこうの森	階上町蒼前西三丁目 9-153 (0178-80-1515)
コテージかつこうA棟～F棟	階上町蒼前西三丁目 9-3181 (0178-80-1515)

## 介護保険用語集

### 力行

#### 【介護医療院】

要介護者に対し「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に提供する施設をいう。

#### 【介護療養型医療施設】

療養型病床群等（療養型病床群または都道府県知事の許可を受けた病院その他のこれに準ずる病院であつて、政令で定める病所のうち認知症の状態にある要介護者の心身の特性に応じた適切な看護が行われるものとして政令で定めるものをいう）を有する病院または診療所であつて、当該療養型病床群等（当該療養型病床群のうちその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る）に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話および機能訓練、その他必要な医療を行うことを目的とする施設をいい、「介護療養施設サービス」とは、介護療養型医療施設の療養型病床群等に入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話および機能訓練、その他必要な医療をいう。

#### 【介護老人福祉施設】

特別養護老人ホームであつて、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話を行うことを目的とする施設をいい、「介護福祉施設サービス」とは、介護老人福祉施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話をいう。

#### 【介護老人保健施設】

要介護者（その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る）に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護および機能訓練、その他必要な医療ならびに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設として、都道府県知事の許可を受けたものをいい、「介護保健施設サービス」とは、介護老人保健施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる看護、医学的管理の下における介護および機能訓練、その他必要な医療ならびに日常生活上の世話をいう。

#### 【看護小規模多機能型居宅介護】

利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、利用者の選択に応じて、施設への「通い」を中心として短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問（介護）」に加えて、看護師などによる「訪問（看護）」も組み合わせて提供する複合型のサービス。

#### 【基本チェックリスト】

日常生活や心身の状態を確認する 25 項目の質問。一定項目以上が該当すると事業対象者となる。

#### 【居住費（介護保険における居住費）】

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設に入所した場合に、1割負担とは別に徴収される費用の一つ。内訳は、施設利用代（減価償却費）及び光熱水費に相当する費用。所得によって入所者の負担額は異なる。平成 17 年 10 月から導入。

### 【居宅介護支援】

居宅要介護者等が、指定居宅サービスまたは特定居宅介護サービス費もしくは特例居宅支援サービス費に係る居宅サービスもしくはこれに相当するサービスおよびその他の居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービスまたは福祉サービス（以下この項において「指定居宅サービス等」という）の適切な利用等を行うことができるよう、当該居宅要介護者等の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、当該居宅要介護者等およびその家族の希望等を勘案し、利用する指定居宅サービス等の種類および内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を含めた計画（以下この項において「居宅サービス計画」という）を作成するとともに、当該居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者その他の者との連絡調整その他の便宜の提供を行い、および当該居宅要介護者等が介護保険施設への入所を要する場合にあっては介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うことをいう。

### 【居宅介護支援事業者】

ケアプランの作成や各種連絡調整・手続きを担う、都道府県から指定を受けた事業者をいう。ケアマネジャーが勤務。

### 【居宅サービス】

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、住宅改修、居宅介護支援をいう。

### 【居住系サービス】

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。

### 【居宅療養管理指導】

居宅要介護者等について、病院、診療所または薬局の医師、歯科医師、薬剤師その他の厚生労働省令で定める者により行われる療養上の管理および指導であって、厚生労働省令で定めるものをいう。

### 【ケアプラン】

要介護者・要支援者の心身の状況、その置かれている環境、本人・家族の希望などを勘案し、どのような介護サービスをいつ、どれだけ利用するかを書面にまとめたものをいう。

### 【ケアマネジャー（介護支援専門員）】

利用者や家族からの相談に応じ、適切なサービスを利用できるようにケアプランを作成したり、各種連絡調整や手続きを行う専門職をいう。

### 【高額介護サービス費】

介護保険でサービスを利用された方の1か月の利用者負担額合計が一定の限度額を超えたときに、その超過分が介護保険から支払い戻される制度。限度額は所得によって三段階に区分されている。なお、施設における食費・居住費、福祉用具購入、住宅改修の自己負担は対象外となっている。

### 【高齢化率】

65歳以上が総人口に占める割合をいう。

### 【後期高齢者】

75歳以上高齢者。

## サ行

### 【在宅介護支援センター】

在宅の高齢者や家族の相談窓口であり、ニーズに応じた各種の保健・福祉サービスが総合的に受けられるように、市町村やサービス提供機関等との連絡調整を行い、支援する機関をいう。

### 【事業対象者】

基本チェックリストに該当した第1号被保険者のこと。

### 【施設サービス】

介護福祉施設サービス、介護保健施設サービスおよび介護療養施設サービスをいい、「施設サービス計画」とは、介護老人福祉施設、介護老人保健施設または介護療養型医療施設に入所している要介護者について、これらの施設が提供する者その他の厚生労働省令で定める事項を定めた計画をいう。

### 【指定事業者】

都道府県知事の指定を受けている介護サービス事業者のこと（地域密着型サービスの場合は市町村長による指定）。

### 【小規模多機能型居宅介護】

「通い」を中心にして、利用される方の状態や希望に応じて「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、入浴、排せつ、食事などの介護など日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービスで、2005年の介護保険法改正で地域密着型サービスに含まれる新しい介護サービスとして創設された。

### 【食費（介護保険における食費）】

特別養護老人ホーム・介護老人保健施設、介護療養型医療施設に入所した場合に、1割負担とは別に、居住費とともに徴収される費用の一つ。内訳は、食材料費＋調理コスト相当分。所得によって入所者の負担額は異なる。平成17年9月までは食材料費分についてのみ徴収されていたが、平成17年10月からは調理コスト相当分も徴収されるようになった。

### 【前期高齢者】

65歳以上から75歳未満の高齢者。

### 【総合事業】

介護予防・日常生活支援総合事業の略。市町村が中心となって地域の实情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とするもの。

## タ行

### 【第1号被保険者】

市町村の区域内に住所を有する40歳以上の者が介護保険被保険者となる。このうち、65歳以上の者を「第1号被保険者」という。

### 【第2号被保険者】

市町村の区域内に住所を有する40歳以上の者が介護保険被保険者となる。このうち、40歳以上65歳未満の医療保険加入者を「第2号被保険者」という。医療保険に加入していない者（例：生活保護法による医療扶助を受けている場合など）は第2号被保険者ではない。

### 【短期入所生活介護】

居宅要介護者等について、厚生労働省令で定める施設または老人短期入所施設に短期入所させ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を行うことをいう。

### 【短期入所療養介護】

居宅要介護者等（主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認められたものに限る）について、介護老人保健施設、介護療養型医療施設その他の厚生労働省令で定める施設に短期入所させ、当該施設において看護、医学的管理の下における介護および機能訓練その他必要な医療ならびに日常生活上の世話を行うことをいう。

### 【地域支援事業】

できるだけ地域住民が要介護・要支援とならないように、要介護・要支援となっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、市区町村が主体となって支援する事業のこと。

### 【地域包括支援センター】

高齢者の生活を総合的に支えていくことを目的に、平成18年度から新設された拠点。保健師、社会福祉士、ケアマネジャー等が中心となって、「介護予防に関するマネジメント」「権利擁護」「総合的な相談・支援」「ケアマネジャーへの支援」などを行う機関をいう。

### 【地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護】

特別養護老人ホームのうち、入居定員が29人以下の施設での、入浴、排せつ、食事などの介護など日常生活上の世話や機能訓練、健康管理と療養上の世話を受けるサービスで、2005年の介護保険法改正で地域密着型サービスに含まれる新しい介護サービスとして、いままでの介護老人福祉施設入居者生活介護から独立するかたちでつくられた。

### 【地域密着型サービス】

要介護状態となっても（認知症や一人住まいであっても）、できる限り住み慣れた地域で生活が継続できるように支援するサービスの体系で、平成18年4月から新設された。地域密着型サービスは、原則として、住んでいる市区町村内にあるサービスだけを利用できることとなっている。

### 【地域密着型通所介護】

利用定員18人以下の小規模の老人デイサービスセンターなどに通わせ、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供するサービスのこと。

### 【地域密着型特定施設入居者生活介護】

ケアハウス・有料老人ホームなどで、特に介護専用型特定施設で入居定員が29人以下の施設での入浴、排せつ、食事などの介護など日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービスで、2005年の介護保険法改正で地域密着型サービスに含まれる新しい介護サービスとして、いままでの特定施設入居者生活介護から独立するかたちでつくられた。

### 【通所介護】

居宅要介護者等について、厚生労働省令で定める施設または老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において入浴および食事の提供（これらに伴う介護を含む）その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるものならびに機能訓練を行うことをいう。

### 【通所リハビリテーション】

居宅要介護者等（主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認められたものに限る）について、介護老人保健施設、病院、診療所その他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、当該施設において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことをいう。

### 【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に又はそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行う。平成24年4月より創設。

### 【特定施設入居者生活介護】

有料老人ホームその他の厚生労働省令で定める施設（以下この項において「特定施設」という）に入居している要介護者等について、当該特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるもの、機能訓練および療養上の世話をいう。

### 【特定疾病】

初老期の認知症、脳血管疾患など加齢に老化が原因とされる病気のことで、以下に掲げるように16疾病ある。

第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）が介護給付・予防給付を受けることができるのは、この特定疾病によって要介護・要支援になった場合に限られる。

- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靭帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗鬆症
- 多系統萎縮症
- 初老期における認知症（アルツハイマー病、脳血管性認知症等）
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症（ウエルナー症候群）
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- パーキンソン病関連疾患
- 閉塞性動脈硬化症
- 関節リウマチ
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- 末期がん

### 【特別徴収】

保険料の支払い方法の一つ。年金から介護保険料が「天引き」で徴収するものです（振り込まれる年金額は、介護保険料控除後の額）。年金額が年額18万円以上の方は、この「特別徴収」の対象となる。

## ナ行

### 【二次予防事業対象者】

要支援・要介護になるおそれのある高齢者のこと。



### 【認知症対応型共同生活介護（グループホーム）】

認知症の状態にある者（当該認知症に伴って著しい精神症状を呈する者および当該認知症に伴って著しい行動異常がある者ならびにその者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く）について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を行うことをいう。

### 【認知症対応型通所介護】

認知症の方が、主として特別養護老人ホームや老人デイサービスセンターなどの介護施設などに通い、入浴、排せつ、食事などの介護など日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービスである。

## ハ行

### 【福祉用具貸与】

居宅要介護者等について行われる福祉用具（心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活上の便宜を図るための用具および要介護者等の機能訓練のための用具であって、要介護者等の日常生活の自立を助けるためのものをいう）のうち厚生労働大臣が定めるものの貸与をいう。

### 【普通徴収】

保険料の支払い方法の一つ。市区町村発行の納付書によって金融機関やコンビニエンスストア等で納めるもの。口座振替も可。年金額が年額18万円未満の方は、この「普通徴収」の対象となる。

### 【訪問介護】

要介護者または要支援者（以下「要介護者等」という）であって、居宅（軽費老人ホーム、有料老人ホームその他の厚生労働省令で定める施設における居室を含む）において介護を受ける者（以下「居宅介護者等」という）について、その者の居宅において介護福祉士その他厚生労働省令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるものをいう。

### 【訪問看護】

居宅要介護者等（主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めたものに限り）について、その者の居宅において看護師その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の世話または必要な診療の補助をいう。

### 【訪問入浴介護】

居宅要介護者等について、その者の居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護をいう。

### 【訪問リハビリテーション】

居宅要介護者等（主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めたものに限り）について、その者の居宅において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーションをいう。

## ヤ行

### 【夜間対応型訪問介護】

あらかじめ登録した利用者を対象に、夜間に利用者宅への定期的な巡回訪問を行い、また、利用者からの通報があれば訪問を行う介護サービス。2005年の介護保険法改正で地域密着型サービスに含まれる新しい介護サービスとして創設された。

**【要介護者】**

次のいずれかに該当する者をいう。

1. 要介護状態である 65 歳以上の者
2. 要介護状態にある 40 歳以上 65 歳未満の者であって、「特定疾病」によって生じた者

**【要介護状態】**

身体上または精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部または一部について、厚生労働省令で定める期間にわたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態であって、その介護の必要の程度に応じて厚生労働省令で定める区分のいずれかに該当するものをいう。

**【要介護認定】**

介護保険によるサービスを希望する被保険者に対し、介護が必要であるかどうか、どの程度必要であるかを判定するもの。

**【要支援者】**

次のいずれかに該当する者をいう。

1. 要介護状態となるおそれがある状態にある 65 歳以上の者
2. 要介護状態となるおそれがある状態にある 40 歳以上 65 歳未満の者であって、「特定疾病」によって生じた者



---

## ハート&ハートプラン はしかみ

階上町 高齢者福祉計画・介護保険事業計画

平成30年3月

発行・編集 階上町 健康福祉課

〒039-1201 青森県三戸郡階上町大字道仏字天当平1-87

TEL 0178-88-2115 FAX 0178-88-2117

ホームページアドレス <http://www.town.hashikami.aomori.jp/>

---